

電話サービス契約約款（平成11年東企営第99 - 1号）

実施 平成11年7月1日

目次

第1章 総則	6
第1条 約款の適用	6
第2条 約款の変更	6
第3条 用語の定義	6
第4条 通話以外の通信の取扱い	9
第4条の2 外国における取扱いの制限	9
第2章 電話サービスの種類	9
第5条 電話サービスの種類	9
第3章 電話サービスの提供区域	10
第6条 電話サービスの提供区域	10
第4章 契約	10
第1節 加入電話に係る契約	10
第7条 契約の種別	10
第8条 契約の単位	10
第9条 契約者回線の終端	11
第10条 電話加入区域	11
第11条 収容電話サービス取扱所	11
第12条 加入電話契約申込の方法	11
第13条 加入電話契約申込の承諾	11
第13条の2 基本契約期間	12
第14条 電話番号	12
第15条 請求による電話番号の変更	12
第16条 加入電話の種類等の変更	12
第17条 契約者回線の移転	13
第18条 契約者回線の異経路	13
第19条 契約者回線の利用の一時中断	13
第20条 契約者回線の利用休止	13
第21条 電話加入権の譲渡	13
第22条 質権の設定等	14
第23条 加入電話契約者が行う加入電話契約の解除	14
第24条 当社が行う加入電話契約の解除	14
第25条 その他の提供条件	14
第2節 削除	
第26条 削除	
第3節 緊急通報用電話契約	14
第27条 緊急通報用電話契約申込をすることができる者の条件	14
第28条 緊急通報用電話の提供	15
第29条 緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止	15
第30条 その他の提供条件	15
第4節 削除	
第31条 削除	

第32条	削除	
第33条	削除	
第34条	削除	
第35条	削除	
第36条	削除	
第37条	削除	
第38条	削除	
第39条	削除	
第40条	削除	
第41条	削除	
第42条	削除	
第43条	削除	
第44条	削除	
第45条	削除	
第46条	削除	
第47条	削除	
第48条	削除	
第49条	削除	
第5章	付加機能	15
第50条	付加機能の提供	15
第51条	付加機能の利用の一時中断	16
第52条	権利の譲渡等があった場合の取扱い	16
第53条	利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	16
第6章	端末設備の提供等	16
第54条	端末設備の提供	16
第55条	端末設備の移転	16
第56条	端末設備の利用の一時中断	16
第7章	回線相互接続	17
第57条	回線相互接続	17
第8章	利用中止及び利用停止	17
第58条	利用中止	17
第59条	利用停止	18
第9章	通話	19
第1節	通話の種類等	19
第60条	通話の種類	19
第61条	相互接続点との間の通話等	19
第2節	削除	
第62条	削除	
第63条	削除	
第3節	通話利用の制限	19
第64条	通話の切断	19
第65条	通話利用の制限	19
第66条	通話時間等の制限	20
第4節	通話時間の測定等	20
第67条	通話時間の測定等	20
第67条の2	国際通話の取扱地域	20
第5節	発信電話番号通知	20
第68条	発信電話番号通知	20

第6節 通話の接続等	21
第68条の2 通話の接続等	21
第10章 料金等	21
第1節 料金及び工事に関する費用	21
第69条 料金及び工事に関する費用	21
第2節 料金等の支払義務	22
第70条 基本料金の支払義務	22
第71条 通話料金の支払義務	23
第72条 削除	
第73条 手続きに関する料金の支払義務	24
第74条 施設設置負担金の支払義務	24
第75条 工事費の支払義務	24
第76条 線路設置費の支払義務	24
第3節 料金の計算等	25
第77条 料金の計算等	25
第4節 保証金	25
第78条 保証金	25
第5節 割増金及び延滞利息	25
第79条 割増金	25
第80条 延滞利息	25
第6節 相互接続通話の料金の取扱い	26
第81条 相互接続通話の料金の取扱い	26
第7節 協定事業者に係る債権の譲受等	26
第82条 協定事業者に係る債権の譲受等	26
第83条 協定事業者が定める相互接続通話の料金等の滞納通知	26
第8節 債権の譲渡	27
第83条の2 債権の譲渡	27
第11章 保守	27
第84条 契約者の維持責任	27
第85条 契約者の切分責任	27
第86条 修理又は復旧の順位	27
第12章 損害賠償	28
第87条 責任の制限	28
第88条 免責	29
第13章 雑則	29
第89条 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結	29
第90条 承諾の限界	29
第91条 利用に係る契約者の義務	30
第91条の2 利用上の制限	30
第92条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	30
第93条 技術的事項及び技術資料の閲覧	30
第94条 契約者の氏名の通知等	31
第95条 協定事業者等からの通知	31
第96条 協定事業者等の電気通信サービスに関する料金の回収代行	31
第97条 協定事業者による電話サービスに関する料金の回収代行	32

第98条	電話帳の発行	32
第99条	電話番号案内	32
第100条	番号案内料の支払義務	32
第101条	相互接続番号案内に係る料金の取扱い	32
第101条の2	番号情報の提供	33
第102条	法令に規定する事項	33
第103条	閲覧	33
第14章	附帯サービス	33
第104条	附帯サービス	33
別記		
1	電話サービスの提供区域等	34
2	加入電話契約者の地位の承継	34
3	加入電話契約者の氏名等の変更の届出	34
4	削除	
5	相互接続通話の料金等の取扱い	34
6	契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	36
7	電話帳の種類	36
8	電話帳の普通掲載	36
9	電話帳の掲載省略	37
10	電話帳の重複掲載	37
11	電話帳の発行	37
12	電話帳の配布	38
13	その他の電話帳	38
14	電話加入権の譲渡承認請求と差押等との関係	38
15	緊急通報用電話の電話番号	38
16	自営端末設備の接続	38
17	自営端末設備に異常がある場合等の検査	39
18	自営電気通信設備の接続	39
19	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	40
19の2	電気通信番号計画の遵守	40
20	当社の維持責任	40
20の2	電子媒体による請求額情報の通知	40
20の3	料金等の一括請求	41
20の4	当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い	41
21	料金明細内訳書の送付等	41
22	テレホンカードの販売	42
23	天気予報サービス及び時報サービス	42
24	電話加入権等に関する事項の証明	42
24の2	適格請求書の発行	43
25	支払証明書の発行	43
26	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	43
27	情報料回収代行の承諾	43
28	情報料回収代行に係る回収の方法	43
29	情報料回収代行に係る免責	44
30	自営端末設備が適合すべき技術基準及び技術的条件	44
31	自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件	44
32	新聞社等の基準	44
33	他社相互接続通話に係る協定事業者	45

34	相互接続通話の接続形態と料金の取扱い	46
35	他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結	50
35の2	通話サービス卸提供先事業者	50
36	加入電話に関する技術資料の項目	50
料金表		
	通則	51
第1表	料金	53
第1	基本料金	53
第2	通話料金	75
第3	手続きに関する料金	99
第2表	工事に関する費用	100
第1	施設設置負担金	100
第2	工事費	102
第3	線路設置費	110
第3表	重複掲載料	111
第4表	番号案内料	112
第5表	質権の設定等に関する手数料	115
第6表	テレホンカードによる支払充当手数料	115
第7表	附帯サービスに関する料金等	115
第1	料金明細内訳書の送付手数料	115
第2	証明手数料	115
第2の2	適格請求書の発行手数料	115
第3	支払証明書の発行手数料	115
別表1	削除	
別表2	電話サービス取扱所の種類	116
附則		117

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び国際移動通信衛星機構に関する条約(昭和54年条約第5号)の規定に基づき、この電話サービス契約約款(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより電話サービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

ただし、事業法第7条に規定する基礎的電気通信役務に係る電話サービスを除き、別段の合意(事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。)がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注)本条のほか、当社は、電話サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 通話	おおむね3kHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
3の2 国内通話	通話のうち本邦内で行われるもの
3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるもの
4 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の

	場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
5 電話サービス	電話網を使用して行う電気通信サービス
5の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
6 電話サービス取扱所	(1) 電話サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電話サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属電話サービス取扱所	その電話サービスの契約事務を行う電話サービス取扱所
8 加入電話契約	当社から加入電話の提供を受けるための契約(臨時加入電話契約となるものを除きます。)
9 加入電話契約者	当社と加入電話契約を締結している者
10 臨時加入電話契約	30日以内の利用期間を指定して当社から加入電話の提供を受けるための契約
11 臨時加入電話契約者	当社と臨時加入電話契約を締結している者
12 削除	削除
13 削除	削除
14 緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話の提供を受けるための契約
15 緊急通報用電話契約者	当社と緊急通報用電話契約を締結している者
16 契約者	加入電話契約者、臨時加入電話契約者又は緊急通報用電話契約者
17 取扱所交換設備	電話サービス取扱所に設置される交換設備(その交換設備に接続される集線装置等を含みます。)
17の2 避難所等	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設(徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。)
18 削除	削除
19 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくも

	のを含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)
20 契約者回線	加入電話契約、臨時加入電話契約又は緊急通報用電話契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
21 収容電話サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている電話サービス取扱所
22 削除	削除
23 端末設備	契約者回線の一端(相互接続点におけるものを除きます。)に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
24 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
25 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
26 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
27 リルーティング通話等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の電話網内で接続する通話
28 相互接続通話	相互接続点との間の通話、相互接続点相互間の通話及びリルーティング通話等
28の2 通話サービス卸提供先事業者	当社が提供する通話に係る卸電気通信役務(以下「通話サービス卸」といいます。)を利用して自らの通話サービスとして提供する電気通信事業者
29 契約者回線等	(1) 契約者回線並びに契約者回線に電話網のみを介して接続される電気通信設備であって当社がこの約款以外の契約約款により提供する電気通信サービスに係る契約に基づくもの及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (3) 総合デジタル通信サービス契約約款第3条(用語の定義)の表の26欄の(1)に規定するもの (4) その他当社が別に定めるもの (注)本欄(4)に規定するその他当社が別に定めるもの

	は、音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 3 条（用語の定義）の表の 21 欄の(1)及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 3 条（用語の定義）の表の 25 欄の(1)に規定するものとします。
30 サービス接続点	電話網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する音声利用 I P 通信網及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用 I P 通信網とします。
31 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（通話以外の通信の取扱い）

第 4 条 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

（注）当社は、別記 9（電話帳の掲載省略）に規定する通話については、通話以外の通信を通話とみなして取り扱いません。

（外国における取扱いの制限）

第 4 条の 2 電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国で電気通信事業を営む者が定める提供条件等により制限されることがあります。

第 2 章 電話サービスの種類

（電話サービスの種類）

第 5 条 電話サービスには、次の種類があります。

電話サービスの種類	電話サービスの内容
加入電話	当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス（緊急通報用電話を除きます。） 備考 加入電話には、料金表第 1 表第 1（基本料金）に規定する種類があります。
緊急通報用電話	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通話の着信のみのために提供する電話サービス
公衆電話	当社が取扱所交換設備と街頭その他の場所との間に電気通信回線を設置して公衆の利用に供する電話サービス 備考 1 公衆電話には、次の種類があります。

一般公衆電話	当社が、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所等に電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）を設置して公衆の利用に供するもの（災害時用公衆電話を除きます。）
災害時用公衆電話	災害時に避難所等におけるり災者及び帰宅することが困難な者による電話の利用を確保するために、地方公共団体の要請に基づき当社が取扱所交換設備と避難所等との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2 災害時用公衆電話は、地方公共団体その他避難所等が設置される施設の管理者等（以下「施設管理者」といいます。）がその利用に必要な電話機等を設置及び管理している場合は、施設管理者が電話機等を災害時用公衆電話に係る電気通信回線に接続したときに限り利用することができます。

3 災害時用公衆電話の利用者は、その利用に当たっては、第91条（利用に係る契約者の義務）及び第91条の2（利用上の制限）の規定に準じて適正に利用していただきます。

第3章 電話サービスの提供区域

（電話サービスの提供区域）

第6条 当社の電話サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 加入電話に係る契約

（契約の種別）

第7条 加入電話に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 加入電話契約
- (2) 臨時加入電話契約

2 加入電話契約には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ1	第74条（施設設置負担金の支払義務）の規定により施設設置負担金の支払いを要するもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

（契約の単位）

第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の加入電話契約（臨時加入電話契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、加入電話契約者

(臨時加入電話契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の加入電話契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、加入電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、加入電話契約者と協議します。

(電話加入区域)

第10条 当社は、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより電話加入区域及び収容区域を設定します。

2 当社は、電話加入区域又は収容区域を表示する図表をその電話加入区域内の契約事務を行う電話サービス取扱所において閲覧に供します。

(収容電話サービス取扱所)

第11条 契約者回線は、それぞれ次の電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表第1(基本料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	収容電話サービス取扱所
1 契約者回線の終端のある場所が電話加入区域内となるもの	(1) その電話加入区域に収容区域が定められていない場合 その電話加入区域内の電話サービス取扱所 (2) その電話加入区域に収容区域が定められている場合 その契約者回線の終端のある収容区域内の電話サービス取扱所
2 契約者回線の終端のある場所が電話加入区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣の電話サービス取扱所であつて、当社が指定するもの

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容電話サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第86条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容電話サービス取扱所を変更することがあります。

(加入電話契約申込の方法)

第12条 加入電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う電話サービス取扱所に提出していただきます。

(加入電話契約申込の承諾)

第13条 当社は、加入電話契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 加入電話契約の申込みをした者が指定する場所において、光回線電話又はワイヤレス固定電話を提供することができるとき。
- (3) 加入電話契約の申込みをした者が加入電話の料金又は工事に関する費用の

支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (4) 国際通話に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第91条（利用に係る契約者の義務）又は第91条の2（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（基本契約期間）

第13条の2 加入電話契約には、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

- 2 前項の基本契約期間は、加入電話の提供を開始した日から起算して、1月間とします。
- 3 加入電話契約者は、前項の基本契約期間内に加入電話契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（電話番号）

第14条 加入電話の電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、加入電話の電話番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、加入電話の電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入電話契約者に通知します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第86条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、加入電話の電話番号を変更することがあります。

（請求による電話番号の変更）

第15条 加入電話契約者は、現に使用している電話番号に対する次の通話を防止するために、電話番号を変更しようとするときは、所属電話サービス取扱所に対し、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

- (1) 迷惑電話（いたずら電話その他これに類する通話であって、現にその通話の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。）
- (2) 犯罪目的電話（特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）その他の犯罪行為に用いられる通話であって、その通話の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。）
- (3) 間違い電話（反復継続して誤って接続される通話をいいます。以下同じとします。）

2 前項の規定にかかわらず、差押（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分にあつては参加差押を含みます。以下この条において同じとします。）仮差押若しくは仮処分又は第22条（質権の設定等）の規定により質権の設定がされている電話加入権に係る加入電話契約者は、電話番号の変更の請求をすることができません。

ただし、質権の設定がされている電話加入権（差押、仮差押又は仮処分がされているものを除きます。）に係る加入電話契約者であつて、電話番号の変更について質権者の同意が得られた場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項の請求があつたときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（加入電話の種類等の変更）

第16条 加入電話契約者は、料金表第1表第1（基本料金）に規定する加入電話

の種類等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第17条 加入電話契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第18条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、加入電話契約者（臨時加入電話契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条（収容電話サービス取扱所）第1項に規定する電話サービス取扱所以外の当社が指定する電話サービス取扱所（同項に規定する電話サービス取扱所の所在する単位料金区域内の電話サービス取扱所とします。）の取扱所交換設備に収容することがあります。

（契約者回線の利用の一時中断）

第19条 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線及び電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者回線の利用休止）

第20条 当社は、加入電話契約者（タイプ1に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び電話番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 契約者回線の利用休止期間（その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、5年を限度とします。
- 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、加入電話契約者が新たに契約者回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は、解除されたものとします。

（電話加入権の譲渡）

第21条 電話加入権（加入電話契約者（タイプ2に係る契約者を除きます。）が加入電話契約（タイプ2に係るものを除きます。）に基づいて加入電話の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 電話加入権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属電話サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により電話加入権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 電話加入権を譲り受けようとする者が加入電話の料金又は工事に関する費

用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (2) 電話加入権(臨時加入電話契約に基づくものに限ります。)を譲り受けようとする者が第78条(保証金)に規定する保証金を預け入れないとき。
- (3) 相互接続点との間の通信を伴う電話加入権の譲渡の場合にあっては、国際通話に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4 電話加入権の譲渡があったときは、譲受人は、加入電話契約者の有していた一切の権利(保証金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(第81条(相互接続通話の料金の取扱い)の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金、第82条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第83条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継します。
- 5 加入電話契約(タイプ2に係るものに限ります。)に係る電話加入権は譲渡することができません。
(質権の設定等)

第22条 加入電話契約者(タイプ1に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、電話加入権質に関する臨時特例法(昭和33年法律第138号。以下「質権法」といいます。)の規定に基づき、その電話加入権を質権の目的とすることができます。

- 2 質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者又は電話加入権質原簿を閲覧しようとする者は、質権法第13条の規定に基づき、料金表第5表(質権の設定等に関する手数料)に規定する手数料の支払いを要します。
- 3 加入電話契約者は、第1項に規定する場合を除き、その電話加入権を担保に供することはできません。

(加入電話契約者が行う加入電話契約の解除)

第23条 加入電話契約者は、加入電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う加入電話契約の解除)

第24条 当社は、第59条(利用停止)の規定により加入電話の利用を停止された加入電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入電話契約を解除することがあります。

- 2 当社は、加入電話契約者が第59条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、加入電話の利用停止をしないでその加入電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その加入電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第25条 加入電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 削除

第26条 削除

第3節 緊急通報用電話契約

(緊急通報用電話契約申込をすることができる者の条件)

第27条 緊急通報用電話契約の申込みをすることができる者は、警察機関(海上

保安機関を含みます。以下同じとします。)又は消防機関に限ります。

(緊急通報用電話の提供)

第28条 当社は、緊急通報用電話契約の申込みがあったときは、その申込者と協議し、その必要が認められる範囲で提供します。

(緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第29条 緊急通報用電話契約者が緊急通報用電話契約に基づいて緊急通報用電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(その他の提供条件)

第30条 契約の単位、契約者回線の終端、電話加入区域、収容電話サービス取扱所、契約申込の方法、契約者回線の移転、契約者回線の利用の一時中断、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、加入電話の場合に準ずるものとします。

2 前項に定めるほか、緊急通報用電話契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

第4節 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

第47条 削除

第48条 削除

第49条 削除

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第50条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。

- (1) その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) その請求があった契約者について、特殊詐欺に関与したとして警察機関から当社に対して付加機能の提供を拒否するよう要請があった者と同一の者であると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1に別段の定めがある場

合は、その請求の承諾を取り消すことがあります。

3 当社は、付加機能を提供する場合において、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、その契約者回線の収容電話サービス取扱所を変更することがあります。

4 当社は、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、西日本電信電話株式会社の電話サービスに係る契約者に当社の付加機能を提供します。

(注1) 当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時付加機能(契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。)に限り提供します。

(注2) 当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第51条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(権利の譲渡等があった場合の取扱い)

第52条 当社は、付加機能を提供している契約者回線について、電話加入権その他契約に基づいて電話サービスの提供を受ける権利の譲渡があった場合であって、料金表第1表第1(基本料金)に別段の定めがあるときは、第21条(電話加入権の譲渡)第4項の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。

2 前項に規定する場合のほか、通話のふくそうにより当社の設備運営上支障を及ぼすおそれがある等料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、当社はその付加機能を廃止します。

3 当社は、付加機能の廃止の場合において、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、その契約者回線の収容電話サービス取扱所を変更することがあります。(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第53条 契約者は、前3条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表第2(通話料金)に規定する付加機能(当社が別に定める付加機能に限り)を利用することができます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2に規定する通話の付加サービスとします。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第54条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(注1) 当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備(契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。

(注2) 当社は、当社が端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第55条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第56条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利

用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

（回線相互接続）

第57条 契約者は、その契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属電話サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話について、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により所属電話サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属電話サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第58条 当社は、次の場合には、電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通話がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第65条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 第1項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第1項第1号及び第3号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知を

いただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第59条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)その電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第83条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の電話サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第83条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)
 - (3) 第91条(利用に係る契約者の義務)又は第91条の2(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、別記30及び31に規定する技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
ただし、本条第1項第3号により、電話サービスの利用停止を行うとき(第91条第1項第3号又は第91条の2の規定の違反により、電話サービスの利用停止を行うときに限ります。)であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項に規定するほか、警察機関から当社に対して当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している付加機能の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が電話サービスに係る付加機能を利用している契約者と同一の者であると当社が判断した場合は、その契約者が利用しているすべての電話サービスに係る付加機能の利用を停止することがあります。この場合において、その利用停止をする期間は、警察機関から要請されるところに従います。
- 4 当社は、前項の規定により電話サービスに係る付加機能の利用停止をすると

きは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9章 通話

第1節 通話の種類等

(通話の種類)

第60条 通話の種類は、料金表第1表第2(通話料金)に定めるところによります。

(相互接続点との間の通話等)

第61条 相互接続通話は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通話に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通話を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注)本条第1項に定める当社が別に定めた通話は、別記5に定めるところによります。

第2節 削除

第62条 削除

第63条 削除

第3節 通話利用の制限

(通話の切断)

第64条 当社は、気象業務法(昭和27年法律第165号)の規定による警報事項の通知に当たり必要があるときは、通話を切断することがあります。この場合、あらかじめその通話をしている者にそのことを通知します。

(通話利用の制限)

第65条 当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたもの)に限ります。)以外のものによる通話の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通話を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機	関	名
気象機関		
水防機関		
消防機関		
災害救助機関		
警察機関		
防衛機関		
輸送の確保に直接関係がある機関		
通信の確保に直接関係がある機関		
電力の供給の確保に直接関係がある機関		
ガスの供給の確保に直接関係がある機関		
水道の供給の確保に直接関係がある機関		

選挙管理機関

別記32に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通話が著しくふくそうしたときは、通話が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、国際通話が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通話の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

(通話時間等の制限)

第66条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。

第4節 通話時間の測定等

(通話時間の測定等)

第67条 通話時間の測定等については、料金表第1表第2(通話料金)に定めるところによります。

(国際通話の取扱地域)

第67条の2 国際通話の取扱地域は、料金表第1表第2(通話料金)に定めるところによります。

第5節 発信電話番号通知

(発信電話番号通知)

第68条 契約者回線から契約者回線等への通話については、その契約者回線の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通話については、その契約者回線の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しません。

- (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
- (2) 発信電話番号非通知(契約者の請求により、加入電話の契約者回線から行う通話について、その契約者回線の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている契約者回線から行う通話(当社が別に定める方法により行う通話を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通話

2 前項の規定により、その契約者回線の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通話については、着信先の契約者回線が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通話が制限されます。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、契約者回線から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線の電話番号及び終端の場所並びにその契約者の氏名又は名称を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通話の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

4 当社は、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通話は、

通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話とします。

(注2) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める通話は、**当社が別に定める相互接続通話**とします。

(注3) 削除

(注4) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注5) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた電話番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第6節 通話の接続等

(通話の接続等)

第68条の2 当社は、契約者回線からの通話(当社が別に定めるものを除きます。)の接続について、次のとおり取り扱います。

- (1) 発信者が、事業者識別番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)をダイヤルしない場合又は当社の事業者識別番号(0036)をダイヤルする場合
当社の事業者識別番号により通話の接続を行います。
- (2) 発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルする場合
その事業者識別番号により通話の接続を行います。
- 2 前項第1号の場合において、別記35の2に定める通話サービス卸提供先事業者からその事業者の通信サービスを利用するものとして申出があった契約者回線からの通話(当社が別に定めるものを除きます。)については、その事業者の通話サービスとして取り扱うものとし、料金その他の提供条件については、その事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 3 当社は、契約者又は通話サービス卸提供先事業者から前項に定める通話サービスについて廃止の申出があったときは、この取扱いを終了します。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- (1) 緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線への通話
- (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話
- (3) 別記23に規定する天気予報サービス(当社が別に定めるものを除きます。)及び時報サービスに係る通話
- (4) **当社が別に定める付加機能等**(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通話
- (5) **当社が別に定める相互接続通話**

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、本条(注1)に規定するもののうち(3)及び(4)以外のもの並びに当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話とします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第69条 当社が提供する電話サービスの料金は、基本料金、通話料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する電話サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事

費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

- 3 当社が提供する電話番号案内の料金は、第100条（番号案内料の支払義務）に規定する番号案内料とし、料金表第4表（番号案内料）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。）、付加機能使用料（料金表第1表第2（通話料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、配線設備使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第70条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能（当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。）又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ただし、第59条（利用停止）第3項で定める場合は、この限りではありません。

- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその電話サービスについての料金
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から

	起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその電話サービスについての料金
4 移転に伴って、電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は電話番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注)本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2(通話料金)に規定する通話の付加サービスとします。

(通話料金の支払義務)

第71条 契約者又は公衆電話の利用者は、次の通話について、当社が測定した通話時間と料金表第1表第2(通話料金)の規定とに基づいて算定した通話料金(当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。)の支払いを要します。この場合において、第3条(用語の定義)の表の29欄の(4)に規定するものへの通話については、電話サービスに係る部分と当社が別に定めるサービスに係る部分とを合わせて取り扱います。

区 別	支払いを要する者
1 契約者回線から行った通話(その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。)	その契約者回線の契約者
2 公衆電話の電話機等から行った通話	その公衆電話の利用者

2 第3条(用語の定義)の表の29欄の(4)に規定するものから契約者回線へ行った通話及び相互接続通話のうちサービス接続点と相互接続点との間のものに関する料金の支払いについては、当社が別に定めるところによります。

3 相互接続通話(前項に規定するものを除きます。)の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第6節(相互接続通話の料金の取扱い)に規定するところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通話料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者(相互接続通話の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注1)本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2に規定する通話の付加サービスとします。

(注2)本条第1項に規定する当社が別に定めるサービスは、音声利用IP通信網サービス及び特定地域向け音声利用IP通信網サービスとします。

(注3)本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、音声利用IP通信網

サービス契約約款及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款とします。

(注4) 第4項に規定する料金表には総合デジタル通信サービス契約約款、音声利用 I P 通信網サービス契約約款及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の料金表を含みます。

第72条 削除

(手続きに関する料金の支払義務)

第73条 契約者は、電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その契約者回線の設置工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(施設設置負担金の支払義務)

第74条 契約者は、電話サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(施設設置負担金)に規定する施設設置負担金の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置工事の完了前にその工事に係る契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社は、その施設設置負担金を返還します。

(工事費の支払義務)

第75条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第76条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第3(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

ア 契約者回線の終端が電話加入区域外となる契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

イ 移転後の契約者回線の終端が電話加入区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、電話加入区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第77条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則又は料金表第2表第1（施設設置負担金）に定めるところによります。

（注1）電子媒体による請求額情報の通知の取扱いについては、別記20の2に定めるところによります。

（注2）料金等の一括請求の取扱いについては、別記20の3に定めるところによります。

（注3）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記20の4に定めるところによります。

第4節 保証金

（保証金）

第78条 臨時加入電話契約者又は電話加入権（臨時加入電話契約に基づくものに限ります。以下この条において同じとします。）を譲り受けようとする者（以下この条において「臨時加入電話契約者等」といいます。）は、臨時加入電話契約の申込みの承諾を受けたとき又は電話加入権の譲渡の承認を請求するときは、加入電話の利用に先立って（譲渡の場合はその承認に先立って）保証金を預け入れていただきます。

ただし、臨時加入電話契約者等が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

2 保証金の額は、当社が別に定める額とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、臨時加入電話契約の利用期間が満了したとき又は電話加入権の譲渡があったときは、保証金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、保証金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。

（注2）本条第2項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。

第5節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第79条 契約者又は公衆電話の利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第80条 契約者又は公衆電話の利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者又は公衆電話の利用者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるも

のを含みます。)であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注1) 第83条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第6節 相互接続通話の料金の取扱い

(相互接続通話の料金の取扱い)

第81条 契約者、公衆電話の利用者又は相互接続通話の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通話に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通話の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 契約者又は公衆電話の利用者は、当社が別に定めるところにより、当社が他社相互接続通話(協定事業者の電気通信設備に係る通話をいいます。以下同じとします。)により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通話に伴って行われた相互接続通話の料金と合算して、契約者又は公衆電話の利用者に請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者又は公衆電話の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記5、33及び34に定めるところによります。

第7節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第82条 協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する電話サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める相互接続通話の料金等の滞納通知)

第83条 契約者は、契約者が第81条(相互接続通話の料金の取扱い)の規定により協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金及び前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第83条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)は、当社がその契約者回線の電話番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第8節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第83条の2 契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権（第81条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金に係る債権及び第82条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第84条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別記30及び31に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第85条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、電話サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、**当社が別に定めるところ**により当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第86条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第65条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記32に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容電話サービス取扱所及び電話番号を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第87条 当社は、電話サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金

(2) 料金表第1表第2（通話料金）に規定する通話料金（第3号に規定する料金を除きます。）（電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均の通話料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 相互接続通話（国際通話となる他社相互接続通話に伴って行われるものを除きます。）に係る当社又は協定事業者の契約約款等に規定する通話料金（当社又はその通話に係る協定事業者の課金資料に基づき、第2号の場合と同様

の方法により算出します。)

- 3 当社の故意又は重大な過失により電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の通話料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第88条 当社は、電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結)

第89条 加入電話契約の申込みの承諾を受けた者又は電話加入権を譲り受けることの承認を受けた者(以下この条において「加入電話契約者等」といいます。)は、別記35に定める電気通信事業者(事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。)がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記35に定める電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、加入電話契約者等からその電気通信事業者に対してその電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により電話等利用契約を締結した加入電話契約者等は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その加入電話契約者等が、その電話等利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第90条 当社は、契約者又は公衆電話の利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著し

く困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第91条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第91条の2 契約者は、コールバックサービス(本邦から発信する国際通話を、外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させないことを守っていただきます。

方 式	内 容
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通話の通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第92条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第93条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、電話サービスを利用するうえで参考となる別記36の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名の通知等)

第94条 契約者は、協定事業者 (その契約者と他社相互接続通話に係る契約を締結している者に限ります。) から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通話 (当社が別に定める付加機能によりその相互接続通話に転送されることとなる通話を含みます。以下この項において同じとします。) に係る契約を締結している者は、その相互接続通話を行う際に、当社がその相互接続通話の発信に係る電話番号等相互接続のために必要となる情報を、その相互接続通話に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3 契約者 (公衆電話の利用者及び相互接続通話の利用者を含みます。以下この項において同じとします。) は、当社が通話履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により電話サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

4 契約者は、当社が第83条の2 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第59条 (利用停止) の規定に基づきその電話サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5 契約者は、当社が第83条の2 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその電話サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

6 契約者は、第68条の2 (通話の接続等) 第2項に定める通話サービス卸提供先事業者が提供する通話サービスを利用する場合において、当社がその事業者による通話サービスの提供のために必要となる情報を、その事業者に通知することについて、同意していただきます。

7 契約者は、第59条 (利用停止) 第3項で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関及び総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者等からの通知)

第95条 契約者は、次の場合には、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(1) 当社が、付加機能の提供又は料金若しくは工事に関する費用の適用に当たり必要があるとき。

(2) 当社が、契約者回線から第三者による国際通話の不正な使用を判断するために必要があるとき。

2 契約者は、当社が、別記35の2に定める通話サービス卸提供先事業者に通話サービス卸を提供するに当たって必要があるときは、その事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者等の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

第96条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者等 (当社が別に定める協定事業者及び通話サービス卸提供先事業者に限ります。以下この条において同じとします。) の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する

費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者等が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による電話サービスに関する料金の回収代行)

第97条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者)に限り、以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳の発行)

第98条 当社は、別記7から13に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(電話番号案内)

第99条 当社は、当社が付与した電話番号若しくは電話番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下「電話番号等」といいます。)の案内(以下「電話番号案内」といいます。)を行います。

(注1) 電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるもの及び当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号のうちその協定事業者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、電話番号等の案内は行いません。

(注2) 電話番号案内において、1回の利用で問合せを行うことができる電話番号等の数は、当社が別に定める数以内とします。

(注3) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社並びに別記33に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。

(番号案内料の支払義務)

第100条 契約者は、電話番号案内を利用したとき(その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。)は料金表第4表(番号案内料)に規定する番号案内料の支払いを要します。

ただし、料金表第4表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)

第101条 相互接続点を介して行われる電話番号案内(協定事業者の電気通信設備

から利用するものに限り、以下「相互接続番号案内」といいます。)の料金は、その番号案内と他社相互接続通話(協定事業者が行う手動による電話番号案内を含みます。)とを合わせて定めるものとし、その相互接続番号案内に係る協定事業者(その相互接続番号案内が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところによります。

- 2 相互接続番号案内の料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
(番号情報の提供)

第101条の2 契約者は、当社が当社の番号情報(電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報(第98条(電話帳の発行)及び第99条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。)に登録することについて、同意していただきます。

- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限り、)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供しません。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(法令に規定する事項)

第102条 電話サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記14から20に定めるところによります。

(閲覧)

第103条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第104条 電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記21から29に定めるところによります。

別記

1 電話サービスの提供区域等

- (1) 電話サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社の電話サービスの提供区間は、契約者回線と契約者回線等(第3条(用語の定義)の表の29欄の(4)に規定するものを除きます。)との間、契約者回線とサービス接続点との間、サービス接続点と相互接続点との間及び相互接続点相互間とします。

2 加入電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により加入電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 加入電話契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 加入電話契約者は、次の場合には、そのことを速やかに所属電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

ア 加入電話契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったとき。

ただし、その変更があったにもかかわらず所属電話サービス取扱所に届出がないときは、第24条(当社が行う加入電話契約の解除)及び第59条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

イ 料金表第1表第1(基本料金)において定める利用種別の適用を変更しなければならない状態が生じたとき。

- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) (1)及び(2)の規定は、緊急通報用電話契約に係る契約について準用します。

4 削除

5 相互接続通話の料金等の取扱い

- (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通話は、次のとおりとします。

ア 相互接続通話は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ アに規定する相互接続通話のうち、契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信する国際通話(発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤル

して行う通話を除きます。)については、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において通話の接続を行います。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通話の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通話に係る相互接続通話を接続しない取扱いを行います。

ウ 契約者は、その契約者回線への国際通話(当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限ります。)の着信を許容しないようにしたい場合は、その協定事業者に申し出ていただきます。

- (2) 別記34(相互接続通話の接続形態と料金の取扱い)に規定する接続形態により行われる相互接続通話(4)から(8)に規定するものを除きます。)の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて別記34に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。

ただし、料金表第1表第1(基本料金)同表第2(通話料金)又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

- (4) 別記34に規定する接続形態により行われる相互接続通話のうち中継事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記33に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。)に係る相互接続通話(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア 中継事業者等に係る他社相互接続通話(当社が別に定めるものに限ります。以下この別記5において同じとします。)以外の他社相互接続通話を伴うとき。

(ア) その相互接続通話の料金は、その通話と、中継事業者等に係る他社相互接続通話を除く他社相互接続通話とを合わせて別記34に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。

(イ) (ア)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を中継事業者等に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

イ 中継事業者等に係る他社相互接続通話以外の他社相互接続通話を伴わないとき。

その相互接続通話の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。

- (5) (4)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本料金)同表第2(通話料金)又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、当社の契約者回線、公衆電話の電話機等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通話のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通話及び緊急通報用電話(海上保安機関に係る

ものを除きます。)の契約者回線への相互接続通話の料金については、その通話と他社相互接続通話(中継事業者等に係るものを除きます。)とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

- (7) 国際通話に係る相互接続通話(8)に規定するものを除きます。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外の通話

その相互接続通話の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその通話に係る協定事業者(その通話が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通話に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。以下(7)及び(8)において同じとします。)がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 契約者回線から外国の電気通信設備への通話

その相互接続通話の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて別記34に規定する料金設定事業者が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。

- (8) 相互接続点相互間及び当社が別に定める相互接続通話(別記34に規定する接続形態により行われるものを除きます。)の料金は、その通話と他社相互接続通話(中継事業者等に係るものを除きます。)とを合わせてその通話に係る協定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

6 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づき提供する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 電話帳の種類

当社が発行する電話帳は、職業別電話帳(タウンページ)とします。

8 電話帳の普通掲載

- (1) 電話帳には、加入電話(料金表第1表第1(基本料金)に規定する利用種別が住宅用のものを除きます。)について、電話番号又は追加番号等この約款の規定に基づき当社が付与する電話番号以外の番号(以下別記8から13において「電話番号等」といいます。)1番号ごとに当社が別に定めるところにより、普通掲載としてその電話番号等と次の事項を掲載します。

ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業(当社が別に定める職業区分によるものとし、)のうち1

ウ 契約者回線の終端のある場所(契約者又はその契約者が指定する者の住

所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないとしたときは、その請求のあった場所)

- (2) 当社は、その普通掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (3) 当社は、**当社が別に定める協定事業者**の提供する電気通信サービスについて、電話帳の普通掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとします。

9 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、加入電話の契約者回線について次の場合に該当するときは、別記8(電話帳の普通掲載)の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

ア 臨時加入電話契約に基づくものであるとき。

イ 第15条(請求による電話番号の変更)の規定に基づき電話番号を変更した場合であって、その電話番号を変更した日から起算して1年を経過していないものであるとき。

ウ 利用休止中のものであるとき。

- (2) 国又は地方公共団体が加入電話契約者である場合には、電話帳への掲載を省略することがあります。
- (3) 加入電話の契約者回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記8(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について**当社が別に定める記号等**を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略します。
- (4) 当社は、(1)から(3)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。
- (5) 第15条(請求による電話番号の変更)の規定により電話番号を変更した日から起算して1年を経過した場合において、契約者から申出があったときは、その電話番号を電話帳に掲載します。

10 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、加入電話契約者から、普通掲載のほか、別記8(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、**当社が別に定めるところ**により、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) 当社は、その重複掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (3) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(重複掲載料)に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 当社は、**当社が別に定める協定事業者**の提供する電気通信サービスについて、電話帳の重複掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとします。

11 電話帳の発行

当社は、掲載地域別に電話帳を分冊し、**当社が別に定める周期**により発行します。

12 電話帳の配布

- (1) 当社は、加入電話について、その電話番号が掲載される地域の電話帳を1の契約ごとに、1部配布します。
ただし、その契約者回線に2以上の電話番号等を付与している場合は、その番号数を上限として複数の電話帳を配布することがあります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が別に定める電話帳については、契約者から請求があった場合に限り配布します。
- (3) (1)又は(2)の規定にかかわらず、その加入電話の契約者回線が利用休止中である場合等においては、電話帳を配布しないことがあります。

13 その他の電話帳

当社は、別記7（電話帳の種類）の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、電話帳の掲載事項を掲載した電話帳（その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。）を提供します。

14 電話加入権の譲渡承認請求と差押等との関係

- (1) 当社は、電話加入権の譲渡の承認の請求があったときは、受け付けた順序に従って承認します。
- (2) 電話加入権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、電話加入権に対する差押等との関係においては、その電話加入権の譲渡の承認を請求する書類を受け取った時に行ったものとみなします。

15 緊急通報用電話の電話番号

緊急通報用電話の電話番号は、次のとおりとします。

区 別	電 話 番 号
警察機関に提供される緊急通報用電話	110
海上保安機関に提供される緊急通報用電話	118
消防機関に提供される緊急通報用電話	119

16 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、次の端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

ア 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）

イ 別記30（自営端末設備が適合すべき技術基準及び技術的条件）の技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器

ウ 技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しま

- す。
- ア その接続が別記30の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別記30の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 17 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記30(自営端末設備が適合すべき技術基準及び技術的条件)の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が別記30の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。
- 18 自営電気通信設備の接続
- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するとき、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が別記31(自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件)の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地

に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

19 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記17（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

19の2 電気通信番号計画の遵守

- (1) 契約者は、電話サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。

ア 契約者が電話サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。

イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。

- (2) 契約者は、(1)のアの申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。
- (3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。

20 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

20の2 電子媒体による請求額情報の通知

- (1) 当社は、契約者（緊急通報用電話契約者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その電話サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

ア その請求のあった電話サービスの契約に係る料金等の支払方法が、**当社が別に定める方法**によるものでないとき。

イ その請求のあった電話サービスの契約に係る料金等が、他の電話サービス若しくは総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る料金等（**当社が別に定めるもの**に限ります。）と一括して請求されているとき。

ウ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。
- (3) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている電話サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、

電話番号が変更となる時又は(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

20の3 料金等の一括請求

(1) 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その電話サービスに係る料金等について、加入電話契約者が指定する他の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

ア その請求のあった加入電話契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は総合デジタル通信サービスの契約者回線の契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。

イ その請求のあった加入電話契約が、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けるものでないとき。

ウ その請求のあった加入電話契約が、当社が別に定めるものであるとき。

エ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

(2) 当社は、料金等の一括請求を受けている電話サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

20の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第70条（基本料金の支払義務）から第76条（線路設置費の支払義務）までの規定、第81条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定、第100条（番号案内料の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

21 料金明細内訳書の送付等

(1) 当社は、通話の料金明細内訳を記録している加入電話について、契約者から請求があったときは、別に定めるところにより通話料金明細内訳書を送付します。

(2) 契約者は、(1)に規定する通話料金明細内訳書の送付（電子媒体による送付を除きます。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第7表第1（料金明細内訳書の送付手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

(3) 当社は、別記5（相互接続通話の料金等の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金に係る料金明細内訳書について、その協定事業者の契約約款等に定めるところにより、送付することがあります。

(4) 当社は、前3項の規定によるほか、別記20の2（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行うときは、その契約者回線に係る通話の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（通話の料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。

22 テレホンカードの販売

- (1) 当社は、公衆電話の電話機等（総合デジタル通信サービス契約約款に規定するデジタル公衆電話の電話機等を含みます。以下この別記22において同じとします。）から通話を行う場合に使用することができるテレホンカード（一定の通話度数を記録した磁気カードをいいます。以下同じとします。）を、次に定める価格により販売します。

テレホンカードの種類	販売価格
500円カード	500円
1,000円カード	1,000円

- (2) 当社は、テレホンカードの換金は行いません。
(3) 当社は、公衆電話の電話機等の故障により、テレホンカードに記録した通話度数が消失したときは、その公衆電話の利用者の請求に基づき、**当社が別に定めるところにより**、他のテレホンカードに交換します。

23 天気予報サービス及び時報サービス

- (1) 当社は、次により天気予報サービス及び時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
1 天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
2 時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- (2) 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通話について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通話を打ち切ります。

24 電話加入権等に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、電話加入権その他契約に基づいて電話サービスの提供を受ける権利（加入電話契約のタイプ2に係るものを除きます。以下「電話加入権等」といいます。）に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 契約の申込みの承諾年月日

イ 電話番号

ウ 契約者（契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、その代表者）の住所又は居所及び氏名

エ 契約者回線の終端のある場所

オ その電話サービスの種類又は区別

カ 電話加入権等の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

キ 電話加入権等の移転があったときは、その効力が発生した年月日

ク 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年

月日及び受付番号

- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属電話サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第7表第2（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

24の2 適格請求書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その電話サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第7表第2の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

25 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその電話サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属電話サービス取扱所において、その電話サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第7表第3（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

26 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、電話サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

27 情報料回収代行の承諾

加入電話契約者は、有料情報サービス（加入電話を利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

28 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記27（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その加入電話契約者に請求します。この場合、その利用に係る加入電話のダイヤル通話の料金に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

29 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

30 自営端末設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技 術 基 準	技術的条件
次の電話サービスの契約者回線に接続される場合 (1) 加入電話 (2) 緊急通報用電話	端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)	

31 自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技 術 基 準	技術的条件
次の電話サービスの契約者回線に接続される場合 (1) 加入電話 (2) 緊急通報用電話	端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)	

32 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

33 他社相互接続通話に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
4 削除	削除
5 削除	削除
6 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（別記33の2（一般通話に係るIP電話事業者の電気通信番号）又は別記33の3（公衆通話に係るIP電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

34 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い

- (1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
 着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備

接 続 形 態			料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	(1) (2)以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
		(2) 当社が別に定める電気通	携帯・自動車電話事業者	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによ

		信番号を用いた通話を行う場合			者	ります。
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同左	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。	
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	中継事業者	同左	その中継事業者の契約約款等に規定する者	その中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	

- (3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限りま。）

接続形態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによ

		中継事業者		ります。
--	--	-------	--	------

- (4) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備

接続形態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
—	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。

- (5) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：外国の電気通信設備

接続形態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 2 以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2 中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	当社	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (6) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備
着信側の電気通信設備：当社の契約者回線

接続形態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 2 又は 3 以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
2 電気通信番号規則別表第10号に規定	その電気通信	同左	その電気通信番号の指定を受け	その電気通信番号の指定を受け

	する電気通信番号を使用して通話を行った場合	番号の指定を受けた中継事業者		た中継事業者の契約約款等に規定する者	た中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
3	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通話の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。

- (7) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備
着信側の電気通信設備：当社の契約者回線

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
2	当社の着信課金機能を利用して通話を行った場合	当社	同左	その通話の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。

- (8) 発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備
着信側の電気通信設備：当社の契約者回線

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
—		IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の提供する契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。

35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	電話等利用契約 第2種中継電話等契約 国際電話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限ります。）
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約

35の2 通話サービス卸提供先事業者

当社が通話サービス卸を提供する電気通信事業者
ソフトバンク株式会社
KDDI株式会社

36 加入電話に関する技術資料の項目

1 電話用交換設備の基本的な接続動作 <ul style="list-style-type: none"> (1) 接続動作の概要 (2) 接続動作のタイミング
2 電話網の基本的な伝送特性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 伝送損失 (2) 減衰ひずみ
3 電話網の基本的な接続特性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 起呼過程における特性 (2) 接続動作の過程における特性

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者(臨時加入電話契約者を除きます。以下1から6の規定において同じとします。)がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通話料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日により契約者回線、付加機能又は端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に契約者回線、付加機能又は端末設備の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日により加入電話の種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第70条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の規定及び同条注書きの規定に該当するとき。
 - (6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第70条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、通話料金については通話の種類にかかわらずそのすべての料金を合計した額により、支払いを請求します。
- 5 通話料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する電話サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 10 契約者は、当社が指定する電話サービス取扱所における通話料金の支払いについては、次の種類のテレホンカード(未使用のものに限ります。)ごとに次の支払可能度数に10円を乗じた額までの通話(当社が別に定める通話に限ります。)の料金(消費税相当額を除いた額とします。)の支払いを行うことができます。この場合において、契約者は料金表第6表(テレホンカードによる支払充当手数料)に規定する手数料の支払いを要します。

テレホンカードの種類	支払可能度数
500円カード	50度数
1,000円カード	100度数

11 公衆電話の利用者は、当社又は協定事業者の付加機能等（当社が別に定めるものに限ります。）を利用して行う通話を除いて、公衆電話の電話機等を利用して通話を行う都度、その通話料金を支払っていただきます。この場合の料金の支払いについては、テレホンカードを利用することができます。

（注）10に規定する当社が別に定める通話は、その通話を公衆電話の電話機等からの通話とみなした場合に、11の規定により、その料金の支払いについてテレホンカードを利用することができる通話、携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備への通話（当社が別に定める電気通信番号を用いた通話を除きます。）とします。

（料金の一括後払い）

12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

13 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）13に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

14 第70条（基本料金の支払義務）から第76条（線路設置費の支払義務）までの規定、第81条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定、第100条（番号案内料の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通話に係る料金及び公衆電話の電話機等から行う通話（当社が別に定める付加機能を利用して行う通話及び当社が別に定める相互接続通話を除きます。）に係る料金については、この限りではありません。

（注1）14において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注2）この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

（注3）この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（注4）14に規定する当社が別に定める付加機能を利用して行う通話は、フリーアクセス通話とします。

（料金等の臨時減免）

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 電話加入区域等の設定	<p>ア 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、加入電話の需要と供給の見込み等を考慮して電話加入区域を設定します。</p> <p>イ 当社は、1の電話加入区域内に契約者回線を収容する電話サービス取扱所が2以上ある場合は、それらの電話サービス取扱所ごとに収容区域を定めます。</p>						
(2) 加入電話の回線使用料の適用	<p>ア 当社は、加入電話の回線使用料を適用するため、別表2のとおり電話サービス取扱所の種類及び単位料金区域（電話サービス取扱所の種類を区別するための単位となる区域として、全国の区域を分けて設定する区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。</p> <p>イ 単位料金区域を定める基準は、次のとおりとします。</p> <p>（ア） 1の区域ごとに、その地域の社会的経済的諸条件、地勢及び行政区画を考慮して通話の交流上おおむね一体と認められる密接な関係にある地域からなるものであること。</p> <p>（イ） 1の電話加入区域が2以上の単位料金区域にまたがることのないものであること。</p> <p>ウ 当社は、加入電話の契約事務を行う電話サービス取扱所において、全国の単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。</p>						
(3) 加入電話の種類等	<p>ア 加入電話の種類には、単独電話があります。</p> <p>イ 当社は、加入電話の回線使用料を適用するに当たって、次表のとおり契約者回線の区別を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プッシュ回線用</td> <td>その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ダイヤル回線用</td> <td>プッシュ回線用以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	プッシュ回線用	その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの	ダイヤル回線用	プッシュ回線用以外のもの
区 別	内 容						
プッシュ回線用	その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの						
ダイヤル回線用	プッシュ回線用以外のもの						
(4) 利用種別の適用	<p>当社は、加入電話契約（臨時加入電話契約を除きます。）について、次の利用種別により回線使用料を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">住宅用</td> <td>その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線の終端とするものにあつては、その契約者の名義が個人以外のものを含まず。</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用	その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線の終端とするものにあつては、その契約者の名義が個人以外のものを含まず。				
住宅用	その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線の終端とするものにあつては、その契約者の名義が個人以外のものを含まず。						

	事務用	住宅用以外のもの
	(注) 利用種別の認定は、当社が行います。	
(5) 削除	削除	
(6) 緊急通報用電話の回線使用料の適用	<p>緊急通報用電話の回線使用料は、その契約者回線が他の電話加入区域内の電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容されている場合であって、当社が別に定める基準に該当するときに限り適用します。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める基準に該当するときは、契約者回線が設置される警察機関又は消防機関が、その契約者回線を收容する取扱所交換設備のある電話加入区域を直接管轄する警察機関又は消防機関以外であるときをいいます。</p>	
(7) 削除	削除	
(8) 削除	削除	
(9) 削除	削除	
(10) 契約者回線の終端が電話加入区域外となる場合の回線使用料等の適用	<p>契約者回線の終端がその收容電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の回線使用料の加算額及び緊急通報用電話の回線使用料は、契約者回線のうち、その收容電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は、配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p> <p>ただし、特定地域向け音声利用IP通信網サービスの提供に伴い電話加入区域外となる区域のうち、当社が別に定める区域において提供している加入電話契約に係る契約者回線については、当社が別に定める期間において適用しません。</p>	
(11) 削除	削除	
(12) 契約者回線が異経路となる場合の回線使用料の加算額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の回線使用料の加算額は、契約者回線のうち、その收容電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に收容区域が定められているときは、その收容電話サービス取扱所が所在する收容区域)を超える地点から引込柱までの線路について適用します。</p>	
(13) 復旧等に伴い收容電話サービス取扱所を変更した場合の回線使用料の適用	<p>第86条(修理又は復旧の順位)の規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその收容電話サービス取扱所を変更した場合の回線使用料は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の收容電話サービス取扱所において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>	
(14) 基本契約期間内に加入電話契約の解除があった場合の料金の	<p>ア 加入電話契約の区分がタイプ2に係るものには、基本契約期間があります。</p> <p>イ 加入電話契約者(タイプ2に係る契約者に限ります。)は、基本契約期間内に加入電話契約(タイプ2に限ります。)の解除があった場合は、第70条(基本料金の支払義務)及び料金</p>	

適用	表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。		
(15) 通話中着信機能の付加機能使用料の適用	通話中着信機能を利用している場合であって、高度自動着信転送機能を利用している場合（(16)欄に該当する場合を除きます。）には、契約者回線1回線ごとに、2（料金額）に規定する額から、臨時以外のものについては月額50円(税込価格 55円)を、臨時のものについては日額5円(税込価格 5.5円)を減額して適用します。		
(15)の2 発信電話番号受信機能等に係る付加機能使用料の適用に関する特例	発信電話番号受信機能及び発信電話番号通知要請機能を利用する加入電話契約（利用種別が住宅用となるものに限り。）について、その加入電話契約者又はその契約者回線の終端のある建物内において居住する者が70歳以上の場合であって、加入電話契約者から申し出があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、それらの付加機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。この場合において、当社は、その届出のあった事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。		
(16) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用	次の場合は、契約者回線1回線ごとに、2（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額から、以下に定める額を減額して適用します。		
		減額する額	
	区 分	すべての機能が臨時以外のものであるとき。 (月額)	左欄以外の場合。 (日額)
	通話中着信機能のうち転送機能付のもの、高度自動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき。	ア その契約者回線が住宅用の場合 150円 (税込価格 165円)	
		イ ア以外の場合 350円 (税込価格 385円)	
(17) 選択制による付加機能使用料の適用	当社は、契約者から申出があったときは、その契約者回線について、2 - 1 - 5（付加機能使用料）に規定する額に代えて、基本料金別表に定める選択制による付加機能使用料（以下「選択制付加機能使用料」といいます。）を適用します。ただし、その選択制付加機能使用料の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その選択制付加機能使用料を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。		
(18) 削除	削除		
(19) ユニバーサルサービス料及び	ア 2 - 1 - 6 に規定するユニバーサルサービス料及び2 - 1 - 7 に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定		

<p>電話リレーサービス料の適用</p>	<p>する電話サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 383 1278 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 383 1011 432">区 分</th> <th data-bbox="1011 383 1278 432">電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 432 1011 517">電話サービス（緊急通報用電話に係るものを除きます。）</td> <td data-bbox="1011 432 1278 517">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 517 1011 566">番号情報送出機能（ダイヤルイン）</td> <td data-bbox="1011 517 1278 566">追加番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 566 1011 616">着信課金機能（フリーアクセス）</td> <td data-bbox="1011 566 1278 616">着信課金番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 616 1011 703">当社が別に定めるサービス</td> <td data-bbox="1011 616 1278 703">そのサービスに係る電気通信番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p>	区 分	電気通信番号	電話サービス（緊急通報用電話に係るものを除きます。）	電話番号	番号情報送出機能（ダイヤルイン）	追加番号	着信課金機能（フリーアクセス）	着信課金番号	当社が別に定めるサービス	そのサービスに係る電気通信番号
区 分	電気通信番号										
電話サービス（緊急通報用電話に係るものを除きます。）	電話番号										
番号情報送出機能（ダイヤルイン）	追加番号										
着信課金機能（フリーアクセス）	着信課金番号										
当社が別に定めるサービス	そのサービスに係る電気通信番号										
<p>(20) 屋内配線使用料の適用</p>	<p>屋内配線使用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>										
<p>(21) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する機器使用料の適用</p>	<p>2 - 2 - 2（機器使用料）に規定する角かっこ内の料金額は、次の者がその宅内機器を利用する場合に限り適用します。</p> <p>ア 65歳以上のひとり暮らし老人（65歳以上の老人であって、心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。）</p> <p>イ 身体障害者</p>										
<p>(22) 特殊詐欺対策に利用する宅内機器に関する機器使用料の免除</p>	<p>加入電話契約者が、特殊詐欺の被害を防止するために通話録音機能付き端末を利用する場合は、2 - 2 - 2（機器使用料）の規定にかかわらず、その支払いを免除します。</p>										

2 料金額

2 - 1 契約者回線に係るもの

2 - 1 - 1 回線使用料(基本料)

(1) 加入電話(単独電話)

ア 臨時加入電話契約以外のもの

(ア) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所
タイプ1	事務用	2,400円(税込価格 2,640円)		2,500円 (税込価格 2,750円)
	住宅用	1,600円(税込価格 1,760円)		1,700円 (税込価格 1,870円)
タイプ2	事務用	2,650円(税込価格 2,915円)		2,750円 (税込価格 3,025円)
	住宅用	1,850円(税込価格 2,035円)		1,950円 (税込価格 2,145円)

(イ)ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所
タイプ1	事務用	2,300円 (税込価格 2,530円)	2,350円 (税込価格 2,585円)	2,500円 (税込価格 2,750円)
	住宅用	1,450円 (税込価格 1,595円)	1,550円 (税込価格 1,705円)	1,700円 (税込価格 1,870円)
タイプ2	事務用	2,550円 (税込価格 2,805円)	2,600円 (税込価格 2,860円)	2,750円 (税込価格 3,025円)
	住宅用	1,700円 (税込価格 1,870円)	1,800円 (税込価格 1,980円)	1,950円 (税込価格 2,145円)

イ 臨時加入電話契約のもの

1 契約者回線ごとに日額

区 分	料 金 額
プッシュ回線用又はダイヤル回線用のもの	495円(税込価格 544.5円)

- (2) 削除
(3) 緊急通報用電話

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

区 分	料 金 額
緊急通報用電話	55円(税込価格 60.5円)

- 2 - 1 - 2 契約者回線の終端が電話加入区域外となる場合の回線使用料の加算額 (2 - 1 - 4 に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	料 金 額		
	臨時契約以外のもの(月額)		臨時契約のもの (日額)
加入電話	事務用	住宅用	この表の臨時契約以外のものの事務用の料金額の10分の1
	55円(税込価格 60.5円)	33円(税込価格 36.3円)	

- 2 - 1 - 3 削除

- 2 - 1 - 4 契約者回線が異経路となる場合の回線使用料の加算額

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
加入電話 (臨時加入電話契約以外のものに限りません。)	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する電話サービス取扱所において閲覧に供します。	

2 - 1 - 5 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額			
		臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの (日額)		
硬貨収納等信号送出機能	その契約者回線（加入電話の契約者回線に限ります。）に接続する端末設備に硬貨収納等のため必要な信号（公衆電話の電話機等から行う通話料金を収納するための信号と同一のもの）を送出する機能	1 契約者回線ごとに	50円(税込価格 55円)	5円(税込価格 5.5円)	
	備考	その契約者回線から行う通話料金については、加入電話の契約者回線からの通話に適用される料金とし、その通話時間は収容電話サービス取扱所の当社の機器により測定します。			
通話中着信機能	通話中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線（加入電話の契約者回線に限ります。）に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後再び保留中の通話を行うことができるようにする機能	ア イ以外のもの（キャッチホン）	1 契約者回線ごとに	300円(税込価格 330円)	30円(税込価格 33円)
		イ 転送機能付のもの（話中時転送サービス）	1 契約者回線ごとに	350円(税込価格 385円)	35円(税込価格 38.5円)
備考	<p>1 転送機能付のもの（話中時転送サービス）とは、他からの着信に应答しない場合、あらかじめ指定した契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）にその通話を転送する機能を有するものをいいます。</p> <p>2 転送機能付のものを利用した通話については、発信者からこれらの機能を利用している契約者回線への通話とこれらの機能を利用している契約者回線から転送先の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）又は取扱所音声蓄積装置への通話の2の通話として取り扱います。この場合の通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻に双方の通話ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>3 転送機能付のものを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p>				

		4 転送機能付のものを利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があるほか、転送先から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要であると認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。			
高度自動着信転送機能 (ボイスワープ)	基本機能	その契約者回線(加入電話の契約者回線に限ります。)に着信する通話を、自動的に、又はその着信に応答後電話機のフックボタン等の操作により、他の契約者回線等(当社が別に定めるもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)に転送することができる機能	ア 事務用	基本額(1契約者回線ごと) (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)
	イ 住宅用		基本額(1契約者回線ごと) (税込価格 550円)		
	追加機能	指定番号着信転送機能	その契約者回線に着信する通話のうち、契約者が指定した電話番号等(当社が別に定めるもの)から着信する通話のみを転送する機能	加算額(1契約者回線ごと) (税込価格 165円)	15円 (税込価格 16.5円)
	備考	<p>1 削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社は、利用の一時中断の契約者回線については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。</p> <p>4 この機能に係る通話については、発信者からこの機能を利用している契約者回線への通話とこの機能を利用している契約者回線から転送先の契約者回線等への通話の2の通話として取り扱います。この場合(応答後に転送した場合を除きます。)の通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻に双方の通話ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>6 この機能を利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通話に</p>			

	<p>ついて間違い電話のため、その転送が行われぬようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>7 利用の一時中断となっている契約者回線にこの機能を提供している場合であって、その契約者回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり当社が必要と認めるときは、契約者にその契約者回線の設置場所を変更していただくものとし、契約者がその設置場所を変更されない場合は、当社は、この機能の利用を中止することがあります。</p> <p>8 指定番号着信転送機能においては、あらかじめ登録した電話番号等又は登録した電話番号等以外の番号を指定して転送することができます。この場合において登録できる電話番号等の数は、1の契約者回線につき10以内とします。</p> <p>9 指定番号着信転送機能をあわせて利用する場合は、登録した電話番号等を共通に使用していただきます。</p>														
番号情報送機能 (ダイヤルイン)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 784 686 1388" rowspan="2">その契約者回線(加入電話の契約者回線に限ります。)に着信通話があった場合に、その契約者回線の電話番号又は追加番号(契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した電話番号以外の番号であって、着信短縮ダイヤル番号以外のものをいいます。)の情報を、その契約者回線に接続される構内交換設備等の端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能</td> <td data-bbox="686 784 845 1388">押しボタンダイヤル信号によるもの</td> <td data-bbox="845 784 1037 940">基本額(電話番号及び追加番号1番号ごとに)</td> <td data-bbox="1037 784 1173 940">800円 (税込価格 880円)</td> <td data-bbox="1173 784 1388 940">80円 (税込価格 88円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="686 784 845 1388"></td> <td data-bbox="845 940 1037 1198">収容電話サービス取扱所を変更して提供する場合は加算額(1契約者回線ごとに)</td> <td data-bbox="1037 940 1173 1198">5,300円 (税込価格 5,830円)</td> <td data-bbox="1173 940 1388 1198">530円 (税込価格 583円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 784 686 1388"></td> <td data-bbox="686 1198 845 1388">モデム信号によるもの</td> <td data-bbox="845 1198 1037 1388">電話番号及び追加番号1番号ごとに</td> <td data-bbox="1037 1198 1173 1388">800円 (税込価格 880円)</td> <td data-bbox="1173 1198 1388 1388">80円 (税込価格 88円)</td> </tr> </table>	その契約者回線(加入電話の契約者回線に限ります。)に着信通話があった場合に、その契約者回線の電話番号又は追加番号(契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した電話番号以外の番号であって、着信短縮ダイヤル番号以外のものをいいます。)の情報を、その契約者回線に接続される構内交換設備等の端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能	押しボタンダイヤル信号によるもの	基本額(電話番号及び追加番号1番号ごとに)	800円 (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)		収容電話サービス取扱所を変更して提供する場合は加算額(1契約者回線ごとに)	5,300円 (税込価格 5,830円)	530円 (税込価格 583円)		モデム信号によるもの	電話番号及び追加番号1番号ごとに	800円 (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)
その契約者回線(加入電話の契約者回線に限ります。)に着信通話があった場合に、その契約者回線の電話番号又は追加番号(契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した電話番号以外の番号であって、着信短縮ダイヤル番号以外のものをいいます。)の情報を、その契約者回線に接続される構内交換設備等の端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能	押しボタンダイヤル信号によるもの		基本額(電話番号及び追加番号1番号ごとに)	800円 (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)										
		収容電話サービス取扱所を変更して提供する場合は加算額(1契約者回線ごとに)	5,300円 (税込価格 5,830円)	530円 (税込価格 583円)											
	モデム信号によるもの	電話番号及び追加番号1番号ごとに	800円 (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)											
備考	<p>1 当社は、この機能(押しボタンダイヤル信号によるもの)に限ります。以下この項及び次項において同じとします。)の提供を受けようとする契約者回線が当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されていない場合であって、その契約者回線の収容電話サービス取扱所を当社が指定する電話サービス取扱所(その収容電話サービス取扱所の所在する単位料金区域内の電話サービス取扱所に限りません。)に変更することについて技術上及び当社の業務の遂行上支障がないときは、契約者からの請求により、その収容電話サービス取扱所を変更してこの機能を提供します。</p> <p>2 収容電話サービス取扱所を変更してこの機能を提供している場合であって、その契約者がこの機能の利用を廃止したときは、当社は、その収容電話サービス取扱所を第11条(収容電話サービス取扱所)第1項に規定する電話サービス取扱所に変更します。</p> <p>3 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>4 その契約者回線において代表機能を利用している場合には、当社は、契約者がこの機能とその代表機能を利用しているすべての契約者回線</p>														

		<p>で利用する場合に限り提供します。</p> <p>5 第59条(利用停止)第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。</p> <p>6 追加番号に関するその他の取扱いについては、加入電話の電話番号の場合に準ずるものとします。</p>				
着信課金機能 (フリーアクセス)	基本機能	その契約者回線(加入電話の契約者回線に限ります。)へ、あらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号(契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。)により行う通話(以下「フリーアクセス通話」といいます。)に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線の契約者(話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約者回線等へ着信先が変更された通話に関する料金については、その通話の着信があった契約者回線等の契約者として。)とし、その契約者回線に課金する機能	基本額(1着信課金番号につき着信を許容する契約者回線1回線ごとに)	300円 (税込価格 330円)	30円 (税込価格 33円)	
	追加機能	複数拠点共通番号機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通話を、その通話が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線等に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線ごとに)	350円 (税込価格 385円)	35円 (税込価格 38.5円)
		話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線(迂回元回線といえます。)がフリーアクセス通話により通話中の場合に、その契約者回線へのフリーアクセス通話を、契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線等に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線ごとに)	800円 (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)

	振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通話について、契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している複数の契約者回線等(振分グループといいます。)を構成する着信先ごとに、契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに)	700円 (税込価格 770円)	70円 (税込価格 77円)
	時間外案内機能	契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線へのフリーアクセス通話の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能(契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線(受付先変更元回線といいます。)へのフリーアクセス通話を、契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線等に着信させる機能)を利用することができる機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線ごとに)	650円 (税込価格 715円)	65円 (税込価格 71.5円)
備考	<p>1 当社は、電話番号又は追加番号1番号ごとに1の着信課金番号を付与します。</p> <p>ただし、その契約者回線において代表機能又は複数拠点共通番号機能を利用している場合(番号情報送出機能を利用している場合を除きます。)には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 この機能を利用する契約者回線において代表機能を利用している場合の複数拠点共通番号機能又は時間外案内機能に関する付加機能使用料の単位は、この表の規定にかかわらず、1着信課金番号につき代表電話番号を付与した契約者回線ごととします。</p> <p>3 契約者からフリーアクセス通話について通話中着信機能を利用する申出があった場合の基本機能に関する付加機能使用料は、その契約者回線を2の契約者回線とみなして取り扱います。</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線へ着信課金番号により行う通話は、一般通話又は公衆通話のうち県内通話(契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線等との間の通話をいいます。)に限ります。</p> <p>5 契約者は、着信課金機能により通話料金をその契約者回線に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定して</p>				

	<p>いただきます。</p> <p>6 複数拠点共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>7 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通話の着信先として指定することができる契約者回線等は、同一の着信課金番号を付与した契約者回線等に限り、この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線の契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線等の契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>8 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>9 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、加入電話の電話番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>10 当社は、契約者から請求があったときは、携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものを除きます。）から発信された相互接続通話を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>（注1）6に規定する当社が別に定める数は、複数拠点共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。</p> <p>（注2）8に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。</p>				
<p>着信短縮ダイヤル機能 （#ダイヤル）</p>	<p>その契約者回線（加入電話の契約者回線に限り、）へ着信する通話を、着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した電話番号以外の番号であって、追加番号以外のものをいいます。）により行うことができるようにする機能</p>	<p>ブロック型（1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定するもの）</p>	<p>1地域につき 1着信短縮ダイヤル番号ごとに</p>	<p>10,000円 （税込価格 11,000円）</p>	
<p>備考</p>	<p>1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>2 その契約者回線へ着信短縮ダイヤル番号により行う通話は、当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている加入電話の契約者回線（プッシュ回線用のものに限り、）から行う一般通話又は公衆電話の電話機等から行う公衆通話に限り、その</p> <p>3 契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、そ</p>				

の通話の発信を許容する区域(ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。)を単位料金区域ごとに指定することができるものとし、その単位料金区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)を指定していただきます。

- 4 全国型の着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた契約者は、その通話の発信を許容する区域として西日本電信電話株式会社の提供区域にある区域を指定したときは、西日本電信電話株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結したこととなります。この場合の付加機能使用料は、西日本電信電話株式会社が提供する機能と合わせて当社が定めるものとし、この欄に定める全国型に係る料金額とします。
- 5 前項に定める付加機能使用料については、当社が請求するものとし、この機能を利用する契約者が支払っていただきます。この場合の料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- 6 西日本電信電話株式会社に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた西日本電信電話株式会社の契約者は、その通話の発信を許容する区域として当社の提供区域にある区域を指定したときは、当社とこの機能の利用に係る契約を締結したこととなります。この場合の付加機能使用料は、この約款の規定にかかわらず、その機能と西日本電信電話株式会社が提供する機能とを合わせて定めるものとし、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
- 7 前項に定める付加機能使用料については、西日本電信電話株式会社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
- 8 当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。
- 9 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、加入電話の電話番号の場合に準ずるものとし、(注)8に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。

迷惑電話おことわり機能 (迷惑電話おことわりサービス)	迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置(その契約者回線(当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容される加入電話の契約者回線に限ります。))の契約者が指定した加入電話の電話番号等(当社が別に定めるもの)に登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、電話サービス取扱所内に設置される装置をいいます。)を利用して提供する機能	登録可能番号数が6以内のもの	1登録応答装置ごとに	600円 (税込価格 660円)	
		登録可能番号数が30以内のもの	1登録応答装置ごとに	700円 (税込価格 770円)	

	備考	<p>1 削除</p> <p>2 代表機能を利用している場合は、その契約者回線が代表電話番号に係るものであって、その代表機能を利用するすべての契約者回線の契約者が、この機能の提供を受けることについて承諾しているときに限り提供します。</p> <p>3 契約者は、1の契約者回線につき1の登録応答装置を利用していただきます。</p> <p>ただし、代表機能を利用している場合は、その代表機能を利用しているすべての契約者回線において1の登録応答装置を共用して、この機能を利用していただきます。</p> <p>4 登録可能番号数(1の登録応答装置に登録できる加入電話の電話番号等の数をいいます。)を超えて登録しようとするときは、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>5 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>7 当社は、この機能を利用している契約者回線について、電話加入権等の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。</p> <p>8 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
発信電話番号受信機能 (ナンバー・ディスプレイ)	この機能を利用する契約者回線(当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容される加入電話の契約者回線に限りません。)へ通知される発信電話番号等(発信に係る契約者回線の電話番号又は総合デジタル通信サービスの契約者回線番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下同じとします。)を受信することができる機能	ア 事務用	1 契約者回線ごとに	1,200円 (税込価格 1,320円)	120円 (税込価格 132円)
発信電話番号通知要請機能 (ナンバー・リクエスト)	この機能を利用する契約者回線(発信電話番号受信機能を利用しているものに限ります。)へ発信電話番号等が通知されない通話(通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線から行う通話(当社が別に定める方法により行う通話を	ア 事務用	1 契約者回線ごとに	400円 (税込価格 440円)	40円 (税込価格 44円)
		イ 住宅用	1 契約者回線ごとに	400円 (税込価格 440円)	
		イ 住宅用	1 契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)	

	除きます。)その他発信者がその発信電話番号等を通知しない通話に限ります。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能			
	備考	当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。		
代表番号通知機能	この機能を利用する契約者回線(当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている加入電話の契約者回線であって、代表機能の提供を受けているものに限ります。)から行う通話について、その契約者回線の電話番号に替えて、代表電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能			
追加番号通知機能	この機能を利用する契約者回線(当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている加入電話の契約者回線であって、番号情報送出機能の提供を受けているものに限ります。)から行う通話について、その契約者回線の電話番号に替えて、追加番号(その契約者回線が代表機能を利用している場合は、その契約者回線と同一の代表機能の提供を受けている他の契約者回線の電話番号を含みます。)を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1 契約者回線ごとに	100円 (税込価格 110円)	10円 (税込価格 11円)
特定番号通知機能	この機能を利用する契約者回線(当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている加入電話の契約者回線のうち、着信課金機能(当社が別に定めるものに限ります。)又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。)から行う通話について、その契約者回線の電話番号に替えて、着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1 契約者回線ごとに	100円 (税込価格 110円)	10円 (税込価格 11円)

代表機能 (代表取扱いサービス)	2以上の契約者回線(加入電話の契約者回線に限ります。)について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表電話番号に着信通話があった場合に、通話中でないいずれか1の契約者回線に接続することができるようにする機能			
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能	その契約者回線(当社が指定する電話サービス取扱所の取扱所交換設備に收容されている加入電話の契約者回線(当社が別に定めるものを除きます。)に限ります。)から当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点へ短桁番号等でアクセスできるようにする機能			
備考	<p>1 1の契約者回線について、2以上の協定事業者との間で短桁番号等を定めることはできません。</p> <p>2 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の休止により、短桁番号等を利用できなくなったときは、この機能を廃止します。この場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p>			

2 - 1 - 6 ユニバーサルサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	加入電話契約に係るもの (月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)
ユニバーサルサービス料	2円 (税込価格 2.2円)	0.06円 (税込価格 0.066円)

2 - 1 - 7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	加入電話契約に係るもの (月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)
電話リレーサービス料	1円 (税込価格 1.1円)	0.03円 (税込価格 0.033円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1(基本料金)1(適用) (19)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。		

2 - 2 端末設備に係るもの
 2 - 2 - 1 配線設備使用料

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
配線 (屋内配線使用料)	加入電話に係る契約者回線の終端と電話機その他の機器との間又はその機器相互間に設置する線条(ジャック及びローゼットを含みます。)	1 配線ごとに	60円 (税込価格 66円)	6円 (税込価格 6.6円)

2 - 2 - 2 機器使用料

区 分		単 位	料 金 額			
			臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)		
通常の電話機	下欄以外の機器であって通常提供する電話機	1個ごとに	180円 (税込価格 198円)	18円 (税込価格 19.8円)		
プッシュホン	押しボタンダイヤル信号による発信(以下「押しボタンダイヤル」といいます。)ができる機能を有する電話機	1個ごとに	280円 (税込価格 308円)	28円 (税込価格 30.8円)		
	備考	その契約者回線がプッシュ回線用のものである場合に限り利用できません。				
ピンク電話機	10円硬貨を投入して通話をすることができる機能を有する電話機	1個ごとに	530円 (税込価格 583円)	53円 (税込価格 58.3円)		
	備考	硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り提供します。				
シルパーホン (ひびき)	骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機	1個ごとに	[680円]	[68円]		
シルパーホン (ふれあい)	重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機	電話機	1個ごとに	[550円] 1,100円	[55円] 110円	
		付加装置	リモートスイッチ	1装置ごとに	[100円] 250円	[10円] 25円
			呼気スイッチ	1装置ごとに	[200円] 400円	[20円] 40円
シルパーホン (あんしんS)	緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器	基本装置	1装置ごとに	[180円 (税込価格 198円)] 480円 (税込価格 528円)	[18円 (税込価格 19.8円)] 48円 (税込価格 52.8円)	
		付加装置	リモートスイッチ	1装置ごとに	[50円 (税込価格 55円)] 100円 (税込価格 110円)	[5円 (税込価格 5.5円)] 10円 (税込価格 11円)

				無線方式によるもの	1 装置ごとに	[200円 (税込価格 220円)] 400円 (税込価格 440円)	[20円 (税込価格 22円)] 40円 (税込価格 44円)
送受話器 (騒音用)	80ホン程度までの騒音の中で通話することができる機能を有する機器						
	備考	当社が指定する宅内機器に接続する場合に限り提供します。					
送受話器 (めいりょう)	通常の電話機の送受話器の受話音量を約18倍の受話音量まで調節ができる機能を有する機器				1 個ごとに	[100円 (税込価格 110円)] 170円 (税込価格 187円)	[10円 (税込価格 11円)] 17円 (税込価格 18.7円)
	備考	当社が指定する宅内機器に接続する場合に限り提供します。					
通話録音機能付き端末 (特殊詐欺対策アダプタ)	その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器				1 個ごとに	500円 (税込価格 550円)	
	備考	その契約者回線が住宅用の加入電話の場合に限り提供します。					
その他の装置						別に算定する実費	別に算定する実費

基本料金別表 選択制による付加機能使用料

番号情報送出機能の選択制付加機能使用料（ダイヤルインエコノプラン）

区 分	内 容									
(1) 定義等	<p>ア 「番号情報送出機能の選択制付加機能使用料」とは、番号情報送出機能（総合デジタル通信サービスの番号情報送出機能を含みます。以下この表において同じとします。）を利用している契約者から申出があった場合に、ダイヤルイン番号群（この選択制付加機能使用料を選択する契約者回線の電話番号及び追加番号により構成される番号群又はこの選択制付加機能使用料を選択する契約者回線の電話番号及び追加番号並びに総合デジタル通信サービスの契約者回線の契約者回線番号及び追加番号により構成される番号群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る付加機能使用料（番号情報送出機能に係るものであって、収容電話サービス取扱所を変更して提供する場合は加算額以外のものに限ります。）について、次表に規定する額を適用することをいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">料 金 額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本額</td> <td style="text-align: center;">1 ダイヤルイン 番号群ごとに</td> <td style="text-align: center;">50,000円 (税込価格 55,000円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加算額（ダイヤルイン番号群を構成する番号の数が500を超える場合）</td> <td style="text-align: center;">500を超える 1 番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">100円 (税込価格 110円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この選択制付加機能使用料は、そのダイヤルイン番号群に係る契約者回線又は総合デジタル通信サービスの契約者回線（以下この表において「選択回線」といいます。）のうち1の契約者回線（以下この表において「ダイヤルイン課金先回線」といいます。）の契約者に一括して請求します。</p>	区 分	単 位	料 金 額 (月額)	基本額	1 ダイヤルイン 番号群ごとに	50,000円 (税込価格 55,000円)	加算額（ダイヤルイン番号群を構成する番号の数が500を超える場合）	500を超える 1 番号ごとに	100円 (税込価格 110円)
区 分	単 位	料 金 額 (月額)								
基本額	1 ダイヤルイン 番号群ごとに	50,000円 (税込価格 55,000円)								
加算額（ダイヤルイン番号群を構成する番号の数が500を超える場合）	500を超える 1 番号ごとに	100円 (税込価格 110円)								
(2) 承諾	<p>ア この選択制付加機能使用料を選択する契約者は、1のダイヤルイン番号群を指定して、当社に申し出てください。この場合において、その申出が新たにダイヤルイン番号群を構成する申出であるときは、ダイヤルイン課金先回線を指定して、当社に申し出てください。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。この場合、その申出が新たにダイヤルイン番号群を構成する申出であるときは、契約者は、当社が別に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>(ア) その申出のあった契約者回線（総合デジタル通信サービスの契約者回線を含みます。以下この表において同じとします。）が、加入電話（臨時加入電話契約に係るものを除きます。）の契約者回線又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービス（臨時第1種契約若しくは臨時第2種契約に係るものを除きま</p>									

	<p>す。)の契約者回線であって、番号情報送出機能を利用しているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった契約者回線の終端の場所が、指定したダイヤルイン番号群に係る契約者回線の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)若しくは同一の建物内にあるとき。</p> <p>(ウ) その申出のあった契約者回線が、ダイヤルイン課金先回線の契約者と同一の者に係るものであるとき(ダイヤルイン課金先回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるとき(ダイヤルイン課金先回線の契約者の承諾がある場合に限ります。))を含みます。)</p> <p>(エ) ダイヤルイン課金先回線の契約者が、ダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(オ) その他この選択制付加機能使用料を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(注) イに規定する当社が別に定める手数料は、1のダイヤルイン番号群ごとに1,000円(税込価格 1,100円)とし、ダイヤルイン課金先回線に請求します。</p>
<p>(3) 選択制付加機能使用料の適用</p>	<p>ア この選択制付加機能使用料の適用は、料金月単位で行います。</p> <p>ただし、ダイヤルイン課金先回線について料金月の起算日の変更が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>イ この選択制付加機能使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日(その申出が番号情報送出機能の提供の開始を伴う場合(その提供開始日が料金月の初日であって、新たなダイヤルイン番号群の構成を伴わない場合を除きます。))は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。</p> <p>(ア) 加入電話契約又は総合デジタル通信サービスに係る第1種契約若しくは第2種契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 利用休止があったとき。</p> <p>(ウ) 電話加入権又は総合デジタル通信サービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(エ) 移転等に伴い電話番号、追加番号又は総合デジタル通信サービスの契約者回線番号の変更があったとき。</p> <p>(オ) (1)の規定によりこの選択制付加機能使用料適用後のダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(カ) ダイヤルイン課金先回線についてこの選択制付加機能使用料の廃止があったとき。</p> <p>(キ) ダイヤルイン課金先回線について指定の変更があったとき。</p> <p>(ク) その他②欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>

	<p>エ この選択制付加機能使用料の廃止又は選択回線に係る追加番号の廃止があった場合の取扱いについては、廃止日を含む料金月の前料金月の末日まで選択制付加機能使用料を適用します。この場合、その廃止日を含む料金月の付加機能使用料（その廃止に係るものに限ります。）については、2 - 1 - 5（付加機能使用料）に規定する額を適用します。</p> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの(オ)の規定によりこの選択制付加機能使用料の廃止があった場合において、そのダイヤルイン番号群を構成する選択回線ごとに選択制付加機能使用料を算出する必要が生じたときは、1番号当たりの選択制付加機能使用料を算出して、その番号に係る選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。</p>
<p>(4) 1番号当たりの選択制付加機能使用料の計算</p>	<p>ア 当社は、(3)欄の(カ)の規定又は料金返還その他の場合において1番号当たりの選択制付加機能使用料を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $1 \text{ 番号当たりの選択制付加機能使用料} = \frac{\text{そのダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料}}{\text{そのダイヤルイン番号群を構成する総番号数}}$ <p>イ アの場合において、この選択制付加機能使用料適用後のダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料からそのダイヤルイン番号群を構成するすべての番号についてアの規定により算出した1番号当たりの選択制付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をダイヤルイン課金先回線に係る選択制付加機能使用料に加算します。</p>

第2 通話料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 削除	削除						
(2) 通話の種類等	通話には、次の種類があります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通話</td> <td>2 以外の通話</td> </tr> <tr> <td>2 公衆通話</td> <td>公衆電話の電話機等からの通話</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 一般通話	2 以外の通話	2 公衆通話	公衆電話の電話機等からの通話
種 類	内 容						
1 一般通話	2 以外の通話						
2 公衆通話	公衆電話の電話機等からの通話						
(3) 削除	削除						
(4) 通話時間の測定等	<p>ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻（その通話が相互接続通話であって当社が別に定める通話であるときは、協定事業者の電気通信設備に接続した時刻とします。）から起算し、発信者又は着信者による送受信器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通話の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。</p> <p>（ア） 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間</p> <p>（イ） 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったとき（第64条（通話の切断）の規定によって通話を切断した場合は、その切断の通知をしたときとします。）は、その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間</p>						
(5) 削除	削除						
(6) 削除	削除						
(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用	別記5に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。						
(8) 国際通話に係る着信先の地域の取扱い等	国際通話に係る着信先の地域については、契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取り扱います。						
(9) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通話の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通話として取り扱います。						

(10) 通話の付加サービスに関する取扱い

ア 通話の付加サービスには、次の種類があります。

種類	内容
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、当社が必要と認める期間内において、171番を使用して、当社が提供する音声蓄積装置へ行う通話（契約者回線等（第3条（用語の定義）の表の29欄の(2)に規定するものを除きます。）当社が別に定める協定事業者の契約者回線及び公衆電話の電話機等から行う通話に限ります。）において、連絡番号（メッセージの蓄積等のために利用者が設定する番号をいいます。以下同じとします。）又は連絡番号及び暗証番号を使用して、メッセージ（当社が別に定めるものを含みます。）の蓄積、再生及び消去を行うサービス

イ 1のメッセージの蓄積期間並びに連絡番号及び暗証番号の有効期間は、6か月間を限度として当社が指定するものとします。メッセージ長は1のメッセージについて30秒以内、1の連絡番号により同時に蓄積できるメッセージ数は20以内とします。この場合において、1の連絡番号により同時に蓄積できるメッセージ数を超過して登録しようとするときは、登録されているメッセージのうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。

ウ 災害用伝言ダイヤルにおける連絡番号については、電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号又は電気通信番号規則別表第4号若しくは第6号に規定する電気通信番号に限り使用できるものとします。

エ 当社は、音声蓄積装置に既に蓄積されているメッセージについて、消去及び再生等に伴い発生する損害並びに暗証番号が他の利用者に使用されたこと等により被った損害については、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。なお、消去したメッセージは復元できません。

(11) 災害用伝言ダイヤルに関する料金の適用

相互接続点を介して行われる災害用伝言ダイヤルを利用して行う通話料金は、その料金を定める協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(12) 削除

削除

(13) 削除

削除

(14) 削除

削除

(15) 削除

削除

(16) テレホンカードを利用して公衆電話の電話機等からの通話を

公衆電話の電話機等からの通話を行う場合において、公衆電話の利用者が1,000円のテレホンカードを利用するときは、105度数に10円を乗じた額までの料金の支払いを行うことができます。

<p>行う場合の料金の適用</p>	
<p>(17) 100円硬貨併用の公衆電話の電話機等からの通話における100円未満の端数金額の取扱い</p>	<p>10円硬貨のほか100円硬貨を併用できる公衆電話の電話機等から100円硬貨を使用して行った通話については、その通話が100円の整数倍の通話料相当額に対応する通話時間に満たないで終了した場合であっても、その通話料とその通話に使用した100円硬貨との間に生ずる100円未満の端数金額は、返還しません。</p>
<p>(18) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(19) 削除</p>	<p>削除</p>
<p>(20) 通話に関する料金の減免</p>	<p>次の通話については、第71条（通話料金の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線（110番、118番又は119番）への通話</p> <p>イ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この欄において「法」といいます。）第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域（以下この欄において「強化地域」といいます。）及び強化地域以外の地域であつて当社が特に必要があると認める地域内に設置されている公衆電話の電話機等であつて、当社が指定するものから行うダイヤル</p>

通話

ウ 災害が発生した場合に、当社が指定する公衆電話の電話機等からの通話のうち、被災者が行う通話

エ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通話

オ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話

2 料金額

2 - 1 国内通話に関する料金

2 - 1 - 1 一般通話に係るもの

(1) (2)から(5)以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
一般通話料 (県内通話及び県間通話)	3分までごとに	8.5円(税込価格 9.35円)

(2) 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備への相互接続通話に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
一般通話料 (移動体通話)	1分までごとに	16円(税込価格 17.6円)

(3) I P 電話事業者との間に設置した相互接続点への相互接続通話に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
一般通話料	3分までごとに	10.5円(税込価格 11.55円)

(4) 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備から発信されたフリーアクセス通話に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
一般通話料	15秒までごとに	10円(税込価格 11円)

2 - 1 - 2 公衆通話に係るもの

2 - 1 - 2 - 1 その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる通話に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
公衆通話料	56秒までごとに	10円(税込価格)
備考 公衆電話の電話機等への通話は、行うことができません。		

(2) 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備への相互接続通話に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
公衆通話料	15.5秒までごとに	10円(税込価格)

(3) IP電話事業者との間に設置した相互接続点への相互接続通話に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
公衆通話料	18秒までごとに	10円(税込価格)

2 - 1 - 2 - 2 2 - 1 - 2 - 1 以外のもの(フリーアクセス通話)

料 金 種 別	単 位	料 金 額
公衆通話料	62秒までごとに	10円(税込価格 11円)
備考 公衆電話の電話機等への通話は、行うことができません。		

2 - 2 国際通話に関する料金

2 - 2 - 1 国際通話の取扱地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和國（香港及びマカオを除きます。）朝鮮民主主義人民共和國 ネパール連邦民主共和国 パーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アルバ アンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バ ージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領 アンティール ガイアナ共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ 共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリ ナム共和国 セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及び グレナディーン諸島 セントルシア タークス・カイコス諸島 チリ共 和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニ カラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミュー ダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークラン ド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア多 民族国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モン セラット
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリス マス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン 諸島 ツバル トケラウ諸島 トング王国 ナウル共和国 ニウエ ニ ューカレドニア ニューゼーランド ノーフォーク島 パヌアツ共和 国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和 国 フランス領ポリネシア 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミ クロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 ア ソレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア 共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和 国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ

	スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦
アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア連邦共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサット - フリート インマルサット - B G A N / F B B インマルサット - B G A N - H S D / F B B - H S D インマルサット - エアロ インマルサット - F - H S D
特定衛星携帯端末	イリジウム スラヤー
備考	インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、B G A N / F B B、B G A N - H S D / F B B - H S D、エアロ、F - H S Dの区別があります。

2 - 2 - 2 国際通話に関する料金額

(1) 一般通話料

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに 次に規定する額
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202
アンギラ		80
アンゴラ共和国		45
アンティグア・バーブーダ		80
アンドラ公国		41
イエメン共和国		140
イスラエル国		30
イタリア共和国		20
イラク共和国		225
イラン・イスラム共和国		80
インド		80
インドネシア共和国		45
ウガンダ共和国		50
ウクライナ		50
ウズベキスタン共和国		100
ウルグアイ東方共和国		60
英領バージン諸島		55

エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20

クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40

スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネービス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア連邦共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20

トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
ハワイ	9
ハンガリー	35

バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65

マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75

ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサット - フリート	209
インマルサット - B G A N / F B B	209
インマルサット - B G A N - H S D / F B B - H S D	700
インマルサット - エアロ	700
インマルサット - F - H S D	700
イリジウム	250
スラーヤ	175
備考 ウクライナを着信先の地域とする国際通話については、当分の間、その料金の支払いを要しません。	

(2) 公衆通話

(単位：秒)

着信先の地域	100円で通話 できる時間
アイスランド共和国	25.5
アイルランド	25.5
アゼルバイジャン共和国	20.5
アセンション島	18.0
アゾレス諸島	25.5
アフガニスタン・イスラム共和国	17.5
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	44.5
アラブ首長国連邦	18.0
アルジェリア民主人民共和国	19.0
アルゼンチン共和国	19.5
アルバ	15.0
アルバニア共和国	20.5
アルメニア共和国	20.5
アンギラ	15.0
アンゴラ共和国	19.0
アンティグア・バーブーダ	19.5
アンドラ公国	25.5
イエメン共和国	18.0
イスラエル国	19.0
イタリア共和国	25.5
イラク共和国	18.0
イラン・イスラム共和国	18.0
インド	21.5
インドネシア共和国	27.0
ウガンダ共和国	19.0
ウクライナ	21.5
ウズベキスタン共和国	20.5
ウルグアイ東方共和国	19.5
英領バージン諸島	15.0
エクアドル共和国	19.5

エジプト・アラブ共和国	18.0
エストニア共和国	21.5
エスワティニ王国	19.0
エチオピア連邦民主共和国	18.0
エリトリア国	18.0
エルサルバドル共和国	19.5
オーストラリア連邦	29.0
オーストリア共和国	25.5
オマーン国	19.0
オランダ王国	25.5
オランダ領アンティール	19.5
ガーナ共和国	19.0
カーボヴェルデ共和国	19.0
ガイアナ共和国	19.5
カザフスタン共和国	20.5
カタール国	19.0
カナダ	43.0
カナリア諸島	25.5
ガボン共和国	19.0
カメルーン共和国	19.0
ガンビア共和国	18.0
カンボジア王国	24.0
ギニア共和国	18.0
ギニアビサウ共和国	18.0
キプロス共和国	19.0
キューバ共和国	19.5
ギリシャ共和国	25.5
キリバス共和国	19.0
キルギス共和国	20.5
グアテマラ共和国	19.5
グアドループ島	19.5
グアム	44.5
クウェート国	19.0

クック諸島	19.0
グリーンランド	25.5
クリスマス島	29.0
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	25.5
グレナダ	19.5
クロアチア共和国	20.5
ケイマン諸島	15.0
ケニア共和国	19.0
コートジボワール共和国	19.0
ココス・キーリング諸島	29.0
コスタリカ共和国	19.5
コソボ共和国	21.5
コモロ連合	18.0
コロンビア共和国	19.5
コンゴ共和国	18.0
コンゴ民主共和国	18.0
サイパン	44.5
サウジアラビア王国	18.0
サモア独立国	19.0
サントメ・プリンシペ民主共和国	18.0
ザンビア共和国	19.0
サンピエール島・ミクロン島	26.5
サンマリノ共和国	25.5
シエラレオネ共和国	18.0
ジブチ共和国	18.0
ジブラルタル	25.5
ジャマイカ	19.5
ジョージア	20.5
シリア・アラブ共和国	19.0
シンガポール共和国	27.5
ジンバブエ共和国	19.0
スイス連邦	25.5
スウェーデン王国	25.5

スーダン共和国	19.0
スペイン	25.5
スペイン領北アフリカ	25.5
スリナム共和国	18.5
スリランカ民主社会主義共和国	21.5
スロバキア共和国	21.5
スロベニア共和国	20.5
赤道ギニア共和国	18.0
セネガル共和国	18.0
セルビア共和国	21.5
セントクリストファー・ネービス	15.0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	19.5
セントヘレナ島	19.0
セントルシア	15.0
ソマリア連邦共和国	19.0
ソロモン諸島	19.0
タークス・カイコス諸島	15.0
タイ王国	27.5
大韓民国	36.0
台湾	32.0
タジキスタン共和国	20.5
タンザニア連合共和国	19.0
チェコ共和国	21.5
チャド共和国	18.0
中央アフリカ共和国	18.0
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	32.0
チュニジア共和国	18.0
朝鮮民主主義人民共和国	22.0
チリ共和国	19.5
ツバル	19.0
デンマーク王国	25.5
ドイツ連邦共和国	25.5
トーゴ共和国	18.0

トケラウ諸島	19.0
ドミニカ共和国	15.0
ドミニカ国	19.5
トリニダード・トバゴ共和国	19.5
トルクメニスタン	20.5
トルコ共和国	25.5
トンガ王国	19.0
ナイジェリア連邦共和国	19.0
ナウル共和国	19.0
ナミビア共和国	19.0
ニウエ	19.0
ニカラグア共和国	19.5
ニジェール共和国	19.0
ニューカレドニア	19.0
ニュージーランド	29.0
ネパール連邦民主共和国	21.5
ノーフォーク島	29.0
ノルウェー王国	25.5
バーレーン王国	19.0
ハイチ共和国	19.5
パキスタン・イスラム共和国	20.5
バチカン市国	25.5
パナマ共和国	19.5
バヌアツ共和国	19.0
バハマ国	19.5
パプアニューギニア独立国	19.0
バミューダ諸島	26.5
パラオ共和国	19.0
パラグアイ共和国	19.5
バルバドス	19.5
ハワイ	44.5
ハンガリー	21.5
バングラデシュ人民共和国	20.5

東ティモール民主共和国	27.0
フィジー共和国	19.0
フィリピン共和国	27.5
フィンランド共和国	25.5
ブータン王国	21.5
プエルトリコ	19.5
フェロー諸島	25.5
フォークランド諸島	18.5
ブラジル連邦共和国	20.0
フランス共和国	25.5
フランス領ギアナ	19.5
フランス領ポリネシア	19.0
ブルガリア共和国	21.5
ブルキナファソ	19.0
ブルネイ・ダルサラーム国	27.0
ブルンジ共和国	19.0
米領サモア	19.0
米領バージン諸島	19.5
ベトナム社会主義共和国	24.0
ベナン共和国	18.0
ベネズエラ・ボリバル共和国	18.5
ベラルーシ共和国	20.5
ベリーズ	19.5
ペルー共和国	19.5
ベルギー王国	25.5
ポーランド共和国	21.5
ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.5
ボツワナ共和国	19.0
ボリビア多民族国	19.5
ポルトガル共和国	25.5
香港	32.0
ホンジュラス共和国	19.5
マーシャル諸島共和国	19.0

マイヨット島	19.0
マカオ	27.5
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	21.5
マダガスカル共和国	18.0
マディラ諸島	25.5
マラウイ共和国	19.0
マリ共和国	18.0
マルタ共和国	25.5
マルチニーク島	19.5
マレーシア	27.0
ミクロネシア連邦	25.5
南アフリカ共和国	19.0
南スーダン共和国	19.0
ミャンマー連邦共和国	24.0
メキシコ合衆国	26.5
モーリシャス共和国	18.0
モーリタニア・イスラム共和国	18.0
モザンビーク共和国	18.0
モナコ公国	25.5
モルディブ共和国	21.5
モルドバ共和国	20.5
モロッコ王国	18.0
モンゴル国	24.0
モンセラット	18.5
モンテネグロ	21.5
ヨルダン・ハシェミット王国	19.0
ラオス人民民主共和国	24.0
ラトビア共和国	21.5
リトアニア共和国	20.5
リビア	19.0
リヒテンシュタイン公国	25.5
リベリア共和国	18.0
ルーマニア	20.5

ルクセンブルク大公国	25.5
ルワンダ共和国	18.0
レソト王国	19.0
レバノン共和国	18.0
レユニオン	19.0
ロシア連邦	20.5
インマルサット - フリート	11.0
インマルサット - B G A N / F B B	11.0
インマルサット - B G A N - H S D / F B B - H S D	10.0
インマルサット - エアロ	10.0
インマルサット - F - H S D	10.0
イリジウム	20.5
スラーヤ	28.0
備考 この表に規定する料金は、国際通話ができる公衆電話設備からの国際通話に適用します。	

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>加入電話（臨時加入電話契約以外のものに限ります。）に係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>電話加入権その他契約に基づいて電話サービスの提供を受ける権利の譲渡の承諾の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	加入電話（臨時加入電話契約以外のものに限ります。）に係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	電話加入権その他契約に基づいて電話サービスの提供を受ける権利の譲渡の承諾の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
契約料	加入電話（臨時加入電話契約以外のものに限ります。）に係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	電話加入権その他契約に基づいて電話サービスの提供を受ける権利の譲渡の承諾の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) 契約料の適用に関する特例	<p>次の場合には、2（料金額）にかかわらず、契約料は適用しません。</p> <p>ア 削除</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者が、当社が別に定めるところにより現に利用している第1種契約を解除すると同時に、その場所で加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。</p> <p>エ 西日本電信電話株式会社と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたとき。</p> <p>オ 当社又は西日本電信電話株式会社が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約者が、現に利用している特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約を解除すると同時に、加入電話の提供を受ける契約を締結するとき。</p>						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）

第1 施設設置負担金

1 適用

区 分	内 容			
(1) 施設設置負担金の適用	<p>ア 施設設置負担金は、加入電話（タイプ1に係る加入電話契約のものに限ります。）について適用します。</p> <p>イ 西日本電信電話株式会社と電話サービスに係る契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、これに相当する当社の電話サービスに係る契約を締結する場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときは、2（料金額）にかかわらず、施設設置負担金は適用しません。</p>			
(2) 施設設置負担金の差額負担	<p>契約の申込みをする者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（その契約の申込みをする者が電気通信事業者の場合は、当社とその電気通信事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び当社の定める卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下この欄において同じとします。）における、当社の契約約款により提供される電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。）と同時に、新たに契約を締結してその場所で電話サービスの提供を受ける場合の施設設置負担金の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、取扱所交換設備から契約者回線の終端までの電気通信回線について新設の工事をするときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="555 1205 1246 1568"> <tr> <td data-bbox="555 1205 742 1568">施設設置負担金の額（残額があるときに限ります。）</td> <td data-bbox="742 1205 997 1568">=</td> <td data-bbox="997 1205 1246 1568"> 新たに提供を受ける電話サービスの施設設置負担金の額 - 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の施設設置負担金（協定等における施設設置負担金に相当するものを含みます。）の額 </td> </tr> </table>	施設設置負担金の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受ける電話サービスの施設設置負担金の額 - 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の施設設置負担金（協定等における施設設置負担金に相当するものを含みます。）の額
施設設置負担金の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受ける電話サービスの施設設置負担金の額 - 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の施設設置負担金（協定等における施設設置負担金に相当するものを含みます。）の額		
(3) 施設設置負担金の分割払い	<p>ア 加入電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合に、その契約者が次のいずれかに該当する者であるときは、その施設設置負担金を分割して支払うこと（以下「分割払い」といいます。）ができます。</p> <p>（ア） 次のいずれかに該当する者であって、地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が非課税となっている者（生計を共にする者がいる場合はそのすべての者が同税の非課税となっているときに限ります。）</p> <p>心身障害者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第29号に規定する者をいいます。以下同じとします。）、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第</p>			

283号)第4条に規定する者をいいます。)若しくは公害病認定患者(公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条の規定により認定された者をいいます。)又はこれらの後見人若しくは親権者

65歳以上の老人でひとり暮らしの者又は心身障害者、寝たきりの配偶者若しくは未成年者とのみ生計を共にしている者

配偶者のない者で現に児童を扶養している者(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する者をいいます。)

(イ)生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する保護を受けている者((ア)の規定に該当する者を除きます。)

(ウ)(ア)又は(イ)に準ずる者その他当社が特に必要があると認めたる者

イ 分割払いの期間等は、次のとおりとします。

分割払いの期間	1年以内において加入電話契約者が指定する期間(月単位)
分割払いの回数	12回以内(1月当たり1回)
分割払いの金額	100円(税込価格110円)単位の均等割ただし、その合計額とその施設設置負担金の額との間に差額があるときは、その差額を初回均等割額に加算します。

2 施設設置負担金の額

1 契約者回線ごとに

区 分	施設設置負担金の額
加入電話(タイプ1に係るものに限りませう。)	36,000円 (税込価格 39,600円)

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>電話サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。ただし、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能及び迷惑電話おことわり機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</td> </tr> <tr> <td>イ 屋内配線工事費</td> <td>次の配線又は転換器(通常の転換器を除きます。)の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	電話サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。ただし、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能及び迷惑電話おことわり機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。	イ 屋内配線工事費	次の配線又は転換器(通常の転換器を除きます。)の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線	ウ 機器工事費	宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	電話サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。ただし、番号情報送出機能(ダイヤルイン)、着信課金機能(フリーアクセス)、着信短縮ダイヤル機能及び迷惑電話おことわり機能に係る工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。								
イ 屋内配線工事費	次の配線又は転換器(通常の転換器を除きます。)の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線								
ウ 機器工事費	宅内機器の工事を要する場合に適用します。								
(4) 種類若しくは区別の変更又は移転の場合の工	種類又は区別の変更の場合の工事費は、変更後の種類又は区別に対応する設備に関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。								

事費の適用	
(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例	<p>ア 料金表第1表第1(基本料金)の規定により、西日本電信電話株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、西日本電信電話株式会社の提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び西日本電信電話株式会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>イ 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を、当社の交換機等工事費とみなして取り扱います。</p> <p>ウ 料金表第1表第1(基本料金)の規定により、西日本電信電話株式会社の電話サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が西日本電信電話株式会社に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び西日本電信電話株式会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>オ 当社は、ウの規定に該当する場合は、(2)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、着信短縮ダイヤル機能に係る基本工事費を適用しません。</p>
(6) 代表番号通知機能に関する工事費の適用	代表番号通知機能に関する工事費については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、代表電話番号ごとに適用します。
(7) 削除	削除
(8) 請求による電話番号の変更に 関する工事費の適用	契約者からの請求により電話番号を変更した場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格 2,750円)とします。
(9) 総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の工事費の適用	現に利用している総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止又はポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に契約者回線の設置、契約者回線の移転又は番号情報送出機能の利用の開始があった場合であって、その総合デジタル通信サービスにおいて利用している契約者回線番号又は追加番号と同一の番号が電話番号又は追加番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(工事費の額)の額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算して(施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、(3)欄のアの規定にかかわらず1,000円(税込価格 1,100円)を交換機等工事の額として)適用します。
(10) 番号ポータビ	番号ポータビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号))

<p>リティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用</p>	<p>第4条に規定するものをいいます。以下同じとします。)に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。</p>						
<p>(11) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費の適用</p>	<p>ア 2(工事費の額)に規定する角かっこ内の工事費の額は、次の者が利用するシルバーホン(ひびき)、シルバーホン(ふれあい)、シルバーホン(あんしんS)及び送受話器(めいりょう)に関する工事(以下この欄において「身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事」といいます。)の場合に限り、適用します。</p> <p>(ア) 65歳以上のひとり暮らし老人(65歳以上の老人であって心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。)</p> <p>(イ) 身体障害者</p> <p>イ 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事と他の工事(交換機等工事のみの工事を除きます。)を同時に施工するときは、それらの工事を身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事以外の1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>						
<p>(12) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用</p>	<p>次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</p> <p>ア 別棟との間の配線工事</p> <p>イ 臨時加入電話契約又は臨時内部通話用電話契約に係る配線工事</p> <p>ウ 当社が別に定める配線工事</p>						
<p>(13) 割増工事費の適用</p>	<p>次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1397 1278 1901"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1397 954 1453">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="954 1397 1278 1453">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1453 954 1677">午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td data-bbox="954 1453 1278 1677">その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1677 954 1901">午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td data-bbox="954 1677 1278 1901">その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額						
<p>(14) 工事費の適用</p>	<p>次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、</p>						

<p>除外</p>	<p>工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 通話中着信機能、高度自動着信転送機能（ボイスワープ）、代表機能又は他事業者アクセス短桁ダイヤル機能の利用開始の工事</p> <p>イ 第1表第1（基本料金）1（適用）⁽¹⁵⁾の2欄に規定する発信電話番号受信機能等に係る付加機能使用料の適用に関する特例の適用を受ける発信電話番号受信機能及び発信電話番号通知要請機能の利用の開始の工事</p> <p>ウ ローゼットからジャックへの変更の工事</p> <p>エ 犯罪目的電話を防止するための電話番号の変更の工事（犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。）</p> <p>オ 間違い電話による電話番号の変更の工事（電話加入権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。以下この欄において同じとします。）</p> <p>カ 犯罪目的電話又は間違い電話による電話番号の変更に伴う通話録音機能付き端末の設定の工事</p> <p>キ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又は西日本電信電話株式会社が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事</p>
<p>⁽¹⁵⁾ 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

2 - 1 契約者回線の設置若しくは移転、加入電話の種類等の変更、付加機能の利用の開始、番号情報送出機能の区分の変更若しくは追加番号の数の増加、着信課金機能の基本機能の内容の変更若しくは追加機能の内容の変更、着信短縮ダイヤル番号による通話の発信を許容する地域の変更若しくは着信先の変更、迷惑電話おことわり機能の区分の変更、代表番号通知機能により通知する代表電話番号の変更、追加番号通知機能により通知する番号の変更、特定番号通知機能により通知する着信課金番号等の変更、硬貨収納等信号送出機能の廃止（契約の解除に伴うものを除きます。）、番号ポータビリティに伴う電話番号の付与、端末設備の設置若しくは移転又は回線相互接続に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合	1 の工事ごとに 基本額 加算額	[2,000円 (税込価格 2,200円)] 7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)		
	イ 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)		
(2) 交換機等工事費	ア 契約者回線に関する工事	1 契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)		
	イ 付加機能に関する工事	(ア) (イ)から(オ)以外の工事の場合（契約者回線に関する工事（契約者回線の区別の変更に関するものを除きます。）と同時に施工する場合を除きます。）	1 契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(イ) 番号情報送出機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1 電話番号又は1 追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
			区分の変更の工事のとき。	変更する1 電話番号又は1 追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
			追加番号の増加工事のとき。	増加する1 追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
(ウ) 着信課金機能に関する	基本機能の利用開始又は内容の変更	1 着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格		

		工事の場合	の工事のとき。		1,100円)
			追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき。	1 着信課金番号につき 1 の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(工) 着信短縮ダイヤル機能の利用開始、着信短縮ダイヤル番号による通話の発信を許容する地域の変更又は着信先の変更に関する工事の場合		1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,700円 (税込価格 1,870円)
		(オ) 迷惑電話おことわり機能の利用開始又は区分の変更に関する工事の場合		1 登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(3) 屋内配線工事費	既設配線を利用しない場合			1 配線ごとに	[1,600円 (税込価格 1,760円)] 11,500円 (税込価格 12,650円)
	既設配線を利用する場合			1 配線ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 2,100円 (税込価格 2,310円)
	転換器の工事を要する場合の加算額	転送式転換器		1 組ごとに基本額（転換器 2 個） 加算額（追加転換器 1 個ごとに）	2,100円 (税込価格 2,310円) 2,100円 (税込価格 2,310円)
		ピンク電話機用転換器		転換器 1 個ごとに	2,100円 (税込価格 2,310円)
(4) 機器工事費	ア 電話機（ウからク以外のもの）			1 個ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 1,200円 (税込価格 1,320円)
	イ 削除				
	ウ シルバーホン（ふれあい）の付加装置			1 装置ごとに	[500円 (税込価格

					550円)] 1,100円 (税込価格 1,210円)
エ シル バーホ ン (あんし ん)	基本装置			1 装置ごと に	[500円 (税込価格 550円)] 1,200円 (税込価格 1,320円)
	付加装置	リモ ートス イ ッチ	有線方式による もの	1 装置ごと に	[500円 (税込価格 550円)] 1,100円 (税込価格 1,210円)
			無線方式による もの	1 装置ごと に	[400円 (税込価格 440円)] 800円 (税込価格 880円)
オ 送受 話器 (騒音用)	設置工事の場合			1 個ごとに	3,700円 (税込価格 4,070円)
	移転工事の場合			1 個ごとに	1,200円 (税込価格 1,320円)
カ 送受話器(めいりょう)				1 個ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 1,200円 (税込価格 1,320円)
キ 通話録音機能付き端末 (特殊詐欺対策アダプタ)				1 個ごとに	500円 (税込価格 550円)
ク その他の装置					別に算定す る実費

2 - 2 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
(1) 利用の一時中断又は利用休止の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)		
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(エ)以外の工事	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(イ) 番号情報送出機能の利用の一時中断の工事	ア イ以外のとき。	1電話番号又は1追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
			イ 追加番号のみの利用の一時中断のとき。	利用の一時中断をする1追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
		(ウ) 着信課金機能の利用の一時中断の工事	1着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(エ) 着信短縮ダイヤル機能の利用の一時中断の工事	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,700円 (税込価格 1,870円)	
(2) 再利用の工事			2 - 1の工事費の額と同額		

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容					
(1) 線路設置費の適用	線路設置費は、契約者回線が異経路となる場合以外の場合には、加入電話について、契約者回線が異経路となる場合には、加入電話（臨時加入電話契約以外のものに限ります。）について適用します。					
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で電話サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="555 786 1254 1014"> <tr> <td data-bbox="555 786 743 1014">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> <td data-bbox="743 786 778 1014">=</td> <td data-bbox="778 786 999 1014">新たに提供を受ける電話サービスの線路設置費の額</td> <td data-bbox="999 786 1034 1014">-</td> <td data-bbox="1034 786 1254 1014">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額</td> </tr> </table> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受ける電話サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額
線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	=	新たに提供を受ける電話サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額		
(3) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の額	移転後の加入電話の契約者回線の終端が電話加入区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。					
(4) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア その收容電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に收容区域が定められている場合は、その收容電話サービス取扱所が所在する收容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>イ その收容電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p>					

2 線路設置費の額

2 - 1 2 - 2 以外の場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
加入電話	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する電話サービス取扱所において閲覧に供します。	

2 - 2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
加入電話（臨時加入電話契約以外のものに限りです。）	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する電話サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第4表 番号案内料

1 適用

区 分	内 容								
<p>(1) 昼間、夜間及び深夜・早朝の料金額の適用</p>	<p>「昼間」、「夜間」及び「深夜・早朝」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="555 495 1278 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 495 719 544">区 分</th> <th data-bbox="719 495 1278 544">時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 544 719 593">昼 間</td> <td data-bbox="719 544 1278 593">午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 593 719 642">夜 間</td> <td data-bbox="719 593 1278 642">午後 7 時から午後 11 時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 642 719 734">深夜・早朝</td> <td data-bbox="719 642 1278 734">午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間 帯	昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間	夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間	深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間
区 分	時 間 帯								
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間								
夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間								
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間								
<p>(2) 視覚障害者等が利用する場合の番号案内料の免除</p>	<p>ア 当社は、電話番号案内を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する者であって、あらかじめ当社にその旨を申し出られた者（西日本電信電話株式会社に申し出られた者を含みます。）である場合において、当社が別に定めるところにより電話番号案内を利用するときは、2（番号案内料の額）の規定にかかわらず、その支払いを免除します。</p> <p>(ア) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）であって、当社が別に定める基準に該当する視覚障害、聴覚障害若しくは音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害がある者又は戦傷病者（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）であって、障害の程度が当社が別に定める基準に該当する視力の障害、聴力の障害若しくは音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害がある者</p> <p>(イ) (ア)に規定する者のほか、次のいずれかの障害がある身体障害者又は戦傷病者</p> <p>身体障害者については、当社が別に定める基準に該当する肢体不自由のうち、上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</p> <p>戦傷病者については、当社が別に定める基準に該当する上肢の障害</p> <p>(ウ) 知的障害者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>(エ) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>イ アの規定により番号案内料の支払いを免除された者（以下「番号案内料免除者」といいます。）は、次のことを守っていただきます。</p>								

	<p>(ア) アの(ア)から(エ)に規定する者に該当しなくなった場合、又は住所等あらかじめ申し出られた内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。</p> <p>(イ) 自己以外の者が不正に番号案内料を免れることができるような措置をとらないこと。</p> <p>(ウ) その他番号案内料の支払義務の免除に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。</p> <p>ウ 当社は、番号案内料免除者がイの規定に違反した場合には、アに規定する番号案内料の支払義務の免除に関する取扱いを取りやめることがあります。この場合において、当社は、あらかじめ免除の取扱いを取りやめる旨及びその理由を番号案内料免除者に通知します。</p> <p>エ 当社は、アの規定により当社に番号案内料の免除を申し出られた者について、西日本電信電話株式会社が番号案内料を適用するために必要な情報を通知します。</p> <p>(注1) 本欄アの(ア)に規定する当社が別に定める基準に該当する視覚障害、聴覚障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害は、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する視覚障害、聴覚障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害とし、当社が別に定める基準に該当する視力の障害、聴力の障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に規定する重度障害の程度が特別項症から第6項症までに該当する視力の障害、聴力の障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害とします。</p> <p>(注2) 本欄アの(イ)の に規定する当社が別に定める基準に該当する肢体不自由は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別が1級又は2級に該当する肢体不自由とします。</p> <p>(注3) 本欄アの(イ)の に規定する当社が別に定める基準に該当する上肢の障害は、恩給法別表第1号表の2に規定する重度障害の程度が特別項症から第2項症までに該当する上肢の障害とします。</p>
<p>(3) 番号案内料に関するその他の減免</p>	<p>電話番号案内を利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その番号案内料の支払いを要しません。この場合、既にその番号案内料が支払われているときは、その番号案内料を返還します。</p> <p>ア 別記15(緊急通報用電話の電話番号)に規定する電話番号並びに音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線番号及び追加番号の問合わせに対し、電話番号案内をしたとき。</p> <p>イ 当社が該当する電話番号を案内できなかったとき。</p>
<p>(4) その他の取扱い</p>	<p>1 当社が別に定める付加機能を利用して契約者回線に係る電話番号以外の電話番号等を通知して番号案内を利用したときの番号案内料は、その通知した電話番号等に係る契約者回線に適用します。</p>

2 番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料金に準ずるものとします。
 (注) 1 に定める当社が別に定める付加機能は、代表番号通知機能及び追加番号通知機能とします。

2 番号案内料の額

区 分	単 位	番号案内料の額
(1) 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間のとき。	ア 1料金月につき1電話番号等までのもの	1電話番号等ごとに 60円 (税込価格 66円)
	イ 1料金月につき1電話番号等を超えるもの	1電話番号等ごとに 90円 (税込価格 99円)
(2) 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝のとき。	1電話番号等ごとに	150円 (税込価格 165円)

第5表 質権の設定等に関する手数料

1 適用

区 分	内 容
質権の設定等に関する手数料の適用に関する特例	西日本電信電話株式会社と質権を設定している電話加入権に係る加入電話契約を締結している者が、その契約を解除すると同時に、当社と加入電話契約を締結し、その電話加入権に質権を設定する場合（質権者が変更とならない場合であって、当社がその事実を西日本電信電話株式会社からの通知により確認できたときに限ります。）は、2（料金額）にかかわらず、質権設定登録手数料を適用しません。

2 料金額

1 加入電話契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額
1 質権の設定、変更又は移転の登録をするとき。	質権の設定の登録	質権設定登録手数料 800円(税込価格 880円)
	質権の変更又は移転の登録	質権変更等登録手数料 500円(税込価格 550円)
2 電話加入権質原簿の閲覧を請求するとき。	電話加入権質原簿閲覧料	300円(税込価格 330円)

第6表 テレホンカードによる支払充当手数料

テレホンカード1枚ごとに 50円(税込価格 55円)

第7表 附帯サービスに関する料金等

第1 料金明細内訳書の送付手数料

1 契約者回線について送付1回ごとに

料金明細内訳書の枚数	手 数 料 の 額
9枚まで	100円(税込価格 110円)
50枚まで	240円(税込価格 264円)
100枚まで	710円(税込価格 781円)
800枚まで	1,070円(税込価格 1,177円)

第2 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第2の2 適格請求書の発行手数料

1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。

第3 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

別表1 削除

別表2 電話サービス取扱所の種類

電話サービス取扱所の種類	電話サービス取扱所
1 級取扱所	<p>以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所</p> <p>芦別、厚岸、網走、石狩、石狩深川、今金、岩内、浦河、江差、えりも、遠軽、奥尻、興部、上川、上士幌、木古内、北見枝幸、倶知安、熊石、栗山、鹿部、静内、士別、斜里、白糠、寿都、伊達、天塩、弟子屈、当別、十勝池田、十勝清水、中標津、中湧別、名寄、根室、根室標津、羽幌、浜頓別、早来、広尾、美深、美幌、富良野、本別、松前、鶴川、森、紋別、門別富川、烧尻、八雲、夕張、余市、利尻礼文、留萌、稚内、鱒ヶ沢、蟹田、三戸、野辺地、むつ、大館、大曲、男鹿、角館、鹿角、鷹巣、能代、本荘、湯沢、横手、岩泉、岩手、大船渡、釜石、北上、久慈、遠野、二戸、花巻、宮古、寒河江、新庄、長井、村山、岩沼、気仙沼、白石、築館、迫、会津山口、石川、磐城富岡、喜多方、白河、須賀川、田島、二本松、原町、三春、柳津、富岡、長野原、沼田、藤岡、今市、鹿沼、烏山、黒磯、笠間、高萩、大子、常陸大宮、鉾田、大原、鴨川、佐原、大月、鯉沢青柳、葦崎、身延、山梨、伊豆大島、小笠原、八丈島、三宅、新井、糸魚川、柏崎、小出、佐渡、津川、十日町、巻、六日町、村上、安塚、阿南町、飯山、大町、木曾福島、中野</p>
2 級取扱所	<p>以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所</p> <p>旭川、岩見沢、小樽、帯広、北見、釧路、滝川、千歳、苫小牧、函館、室蘭、青森、五所川原、十和田、八戸、弘前、秋田、一関、水沢、盛岡、酒田、鶴岡、山形、米沢、石巻、大河原、古川、会津若松、いわき、郡山、福島、伊勢崎、太田、桐生、渋川、高崎、前橋、足利、宇都宮、大田原、小山、佐野、栃木、真岡、石岡、潮来、古河、下館、土浦、常陸太田、水海道、水戸、竜ヶ崎、川越、久喜、熊谷、草加、秩父、所沢、飯能、東松山、本庄、市原、柏、木更津、館山、銚子、東金、成田、茂原、八日市場、甲府、吉田、青梅、国分寺、八王子、厚木、小田原、平塚、藤沢、横須賀、三條、新発田、上越、長岡、新潟、新津、飯田、伊那、上田、小諸、佐久、諏訪、長野、松本</p>
3 級取扱所	<p>以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所</p> <p>札幌、仙台、浦和、川口、市川、千葉、船橋、立川、東京、武蔵野三鷹、川崎、相模原、横浜</p>
備考	<p>1 この表に規定する電話サービス取扱所の種類は、平成17年1月1日時点における加入電話の契約者回線等の数に基づき定めたものです。</p> <p>2 当社は、複数の単位料金区域内のすべての区域を1の単位料金区域に統合する場合は、統合前の単位料金区域内の電話サービス取扱所の種類のうち級の数中最も大きいものを、統合後の単位料金区域内の電話サービス取扱所の種類とします。</p>

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。)が電話サービス契約約款又は公衆ファクスサービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

加入電話に係る契約 加入電話契約 単独電話 臨時加入電話契約 単独電話	加入電話に係る契約 加入電話契約 単独電話 臨時加入電話契約 単独電話
緊急通報用電話契約	緊急通報用電話契約

2 この約款実施の際現に、旧約款の規定により契約者回線の利用休止を行っている契約であって、利用休止前に当社の提供区域内の取扱所交換設備に収容されていた契約者回線に係るものについては、前項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

迷惑電話おことわり機能 一般用のもの(フリーダイヤル用以外のもの) 登録可能番号数が6以内のもの 登録可能番号数が30以内のもの	迷惑電話おことわり機能 登録可能番号数が6以内のもの 登録可能番号数が30以内のもの
着信短縮ダイヤル機能 1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を限定しない場合 1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定する場合	着信短縮ダイヤル機能 全国型 ブロック型

2 この約款実施の際現に、NTTの取扱所交換設備(当社の提供区域外にあるものに限り、)に収容されている契約者回線に係る契約者であって、NTTから旧約款の規定により着信短縮ダイヤル機能(1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を限定しない場合であって、その通話の発信を許容する区域として当社の提供区域に相当する地域内の区域を指定するものに限り、)の提供を受けている者は、この約款実施の日において、当社からそれぞれ着信短縮ダイヤル機能の提供を受けることとなります。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している端末設備は、この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

第5条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款並びにN T Tのパケット交換サービス契約約款(第2種パケット交換契約に係る部分に限ります。)、ファクシミリ通信網サービス契約約款(第1種ファクシミリ通信網サービスに係る契約に係る部分に限ります。)及びビデオテックス通信サービス契約約款(第1種ビデオテックス通信網サービスに係る契約に係る部分に限ります。)の規定により生じた料金その他の債務に係る債権のうち、当社の提供区域内の取扱所交換設備に収容されている契約者回線に係るもの及び当社の提供区域内の電話サービス取扱所において生じたものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

2 附則第2条(契約に関する経過措置)から第4条(端末設備に関する経過措置)までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月(同日を起算日とする料金月を除きます。)を単位として計算される、基本料金(月額で定めるものに限ります。)については、N T Tが提供した電気通信サービスと当社が提供する電気通信サービスを合わせて旧約款に規定する料金を適用するものとします。

(前受金及び保証金に関する経過措置)

第7条 この約款実施前に、旧約款(前条第2項に規定するN T Tの電気通信サービスに係る契約約款のうち同項に規定する各サービスに係る部分を含みます。)の規定によりN T Tに預け入れた前受金又は保証金(選択制による通話料金の月極割引に係るものを除きます。)のうち、当社の提供区域内の取扱所交換設備に収容されている契約者回線に係るもの及び当社の提供区域内の電話サービス取扱所において生じたものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(テレホンカードに関する経過措置)

第8条 この約款実施前に、旧約款の規定によりN T Tが販売したテレホンカードについては、この約款実施の日において、当社が販売したテレホンカードとみなして取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第9条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により当社に移行する契約に係るもの及び当社の提供区域内の電話サービス取扱所において生じたものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(単独電話に係る回線使用料の適用に関する経過措置)

第10条 附則別表に規定する旧1級取扱所又は旧2級取扱所の取扱所交換設備に収容される単独電話の契約者回線に係る回線使用料については、料金表第1表第1(基本料金)の2の規定にかかわらず、次表に定める額とします。

(1) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,350円	1,650円

			(税込価格 1,485円)	(税込価格 1,815円)
		住宅用	950円 (税込価格 1,045円)	1,150円 (税込価格 1,265円)
	タイプ2	事務用	1,600円 (税込価格 1,760円)	1,900円 (税込価格 2,090円)
		住宅用	1,200円 (税込価格 1,320円)	1,400円 (税込価格 1,540円)

(2) ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,150円 (税込価格 1,265円)	1,450円 (税込価格 1,595円)
		住宅用	750円 (税込価格 825円)	950円 (税込価格 1,045円)
	タイプ2	事務用	1,400円 (税込価格 1,540円)	1,700円 (税込価格 1,870円)
		住宅用	1,000円 (税込価格 1,100円)	1,200円 (税込価格 1,320円)

2 削除

第11条 削除

第12条 削除

(他局加入電話等に関する経過措置)

第13条 この約款実施の際現に、旧約款の規定によりその契約者回線が他の電話加入区域内の電話サービス取扱所に收容されている単独電話の收容電話サービス取扱所については、第11条(收容電話サービス取扱所)第1項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

2 前項の単独電話の契約者は、この約款に規定する回線使用料のほか、その加算額としてその契約者回線が收容されている電話サービス取扱所の種類に対応する回線使用料(ダイヤル回線用のタイプ1に係るものとし、)に250円(税込価格 275円)を加算した額の6倍の額及び次表に定める額の支払いを要します。

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

区 分			料 金 額
加入電話	単独電話	事務用	55円(税込価格 60.5円)
		住宅用	33円(税込価格 36.3円)

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

(その他の端末設備に関する経過措置)

第17条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している次の端末設備に関する料金その他の提供条件については、第2項に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。

(1) 構内交換設備

- ア 共電式構内交換設備
- イ クロスバー式小容量構内交換設備
- ウ クロスバー式中容量構内交換設備
- エ 電子式構内交換設備
- オ デジタル式小容量構内交換設備 (EP - 10S)
- カ デジタル式小容量構内交換設備 (EP - 10S)
- キ デジタル式小容量構内交換設備 (EP - 12)
- ク デジタル式小容量構内交換設備 (EP - 13)
- ケ デジタル式小容量構内交換設備 (EP - 14)
- コ デジタル式中容量構内交換設備 (EP - 22)
- サ デジタル式中容量構内交換設備 (EP - 23)
- シ 特殊な構内交換設備

(2) 電話機その他の機器

- ア カラー電話機 (ベル音量調節付電話機)
- イ プッシュホンE (プッシュホンハウディ・シリーズ)
- ウ メモリープッシュホン
- エ 多機能プッシュホン (データテレホン)
- オ スピーカホン
- カ ホームテレホン
- キ ビジネスホン
- ク 電話ファクス (4分・6分機、2分・3分機、ミニファクス及びそれらの付加装置であってファクス信号装置以外のもの)
- ケ データ伝送用装置 (プリンタホン、ディスプレイホン及びそれらの付加装置)
- コ 網制御装置 (簡易形、手動形、半自動形及び自動形)
- サ 変復調装置 (200ビット/秒交流符号伝送用、300ビット/秒交流符号伝送用及び1200ビット/秒交流符号伝送用)
- シ 削除
- ス ピンク電話 (小形)
- セ コードレスホン
- ソ コードレスホンM
- タ 秘書電話
- チ ミニプッシュホン
- ツ シルバーホン (あんしん)
- テ シルバーホン (ふれあい) の付加装置 (ヘッドバンド式送受器)
- ト 附属送受器 (ヘッドホン)
- ナ 相互通話装置
- ニ 局線集中装置 (時間外受付装置)
- ヌ 通話発信規制装置
- ネ 受付設備 (10形有ひも式)

2 前項に規定する端末設備のうち旧約款の規定により2段階料金制度を採用しているものの利用期間及び解約金の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 利用期間

契約者がその端末設備を利用できる期間は、次のとおりとします。この場合の期間は、その端末設備が最初に設置された日から起算するものとします。この場合において、西日本電信電話株式会社が提供している端末設備を廃止すると同時に当社からこれに相当する端末設備の提供を受けるときは、西日本電信電話株式会社が提供していた期間を通算します。

端末設備の種類	利用できる期間
下欄以外のもの	10年間
デジタル式小容量構内交換設備（E P 10 - S 及び E P 10 - S ）の交換機	22年間

(2) 解約金

当初使用料の支払期間の中途において端末設備の廃止があった場合には、契約者は、当社が別に定める方法により算定した額に消費税相当額を加算した額を解約金として、当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が提供している端末設備を廃止すると同時に西日本電信電話株式会社からこれに相当する端末設備の提供を受けるときは、この限りではありません。

(注) 2の(2)に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、その端末設備に係る物品費等と残余の期間を基に算定した額とします。

(高額テレホンカードの交換に関する経過措置)

第18条 この約款実施前に、旧約款の規定により販売されているテレホンカード(3,000円カード及び5,000円カードに限ります。)の他の種類のテレホンカードへの交換の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第19条 削除

(戦災電話に関する経過措置)

第20条 当社は、戦災電話(戦災により滅失している加入電話をいいます。以下同じとします。)の加入電話契約者からその戦災電話の復旧の請求があったときは、その請求を第12条(加入電話契約申込の方法)に規定する加入電話契約の申込みとみなして取り扱います。

2 前項の加入電話契約者は、同項の請求の承諾を受けたときは、この約款の規定にかかわらず、契約料の支払いを要しません。

(未設電話に関する経過措置)

第21条 当社は、未設電話(旧電話規則(明治39年通信省令第25号)の規定により受理された加入申込に基づいて提供される加入電話をいいます。以下同じとします。)の加入電話契約者からその未設電話の提供の請求があったときは、その請求を第12条(加入電話契約申込の方法)に規定する加入電話契約の申込みとみなして取り扱います。

2 前項の加入電話契約者は、同項の請求の承諾を受けたときは、この約款の規定にかかわらず、契約料及び線路設置費(契約者回線が異経路となる場合の線路設置費を除きます。)の支払いを要しません。

第22条 削除

(高度自動着信転送機能に関する経過措置)

第23条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により利用の一時中断となっている契約者回線に提供している高度自動着信転送機能については、料金表第1表第1(基本料金)の2の2-1の2-1-5の(1)の表の高度自動着信転送機能の欄の備考の3の規定は適用しません。

(発信電話番号非通知の扱いの工事費の適用に関する特例)

第24条 発信電話番号非通知の扱いの開始に関する工事費については、この約款の規定にかかわらず、当分の間、適用しません。

(電話サービス取扱所の種類の変更に関する経過措置)

第25条 この約款の規定にかかわらず、加入電話の契約者回線等の数が増加し、他の種類の電話サービス取扱所に対応する数となる場合については、この約款実施の日から平成12年4月30日までの間、電話サービス取扱所の種類の変更を行いません。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第26条 この約款実施前に、N T T に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行

為のうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附則別表 旧1級取扱所又は旧2級取扱所の電話サービス取扱所

電話サービス取扱所の種類	電話サービス取扱所
旧1級取扱所	以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 焼尻
旧2級取扱所	以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 今金、えりも、奥尻、興部、上川、上士幌、木古内、北見枝幸、熊石、鹿部、白糖、寿都、天塩、当別、根室標津、羽幌、浜頓別、早来、美深、鶴川、利尻礼文、蟹田、会津山口、身延、小笠原、八丈島、三宅、津川、安塚、阿南町

附 則（平成11年7月12日東企管第99 - 13号）

この改正規定は、平成11年7月12日から実施します。

附 則（平成11年7月22日東企管第99 - 30号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年8月18日東企管第99 - 32号）

この改正規定は、平成11年8月25日から実施します。

附 則（平成11年10月13日東企管第99 - 72号）

この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。

附 則（平成11年10月26日東企管第99 - 76号）

この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。

附 則（平成11年11月30日東企管第99 - 87号）

この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。

附 則（平成12年3月30日東企管第99 - 127号）

この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

附 則（平成12年4月7日東企管第00 - 3号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成12年4月7日東企管第00 - 5号）

この改正規定は、平成12年5月1日から実施します。

附 則（平成12年6月29日東企管第00 - 54号）

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則（平成12年6月29日東企管第00 - 55号）

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則（平成12年7月17日東企管第00 - 71号）

この改正規定は、平成12年9月20日から実施します。

附 則（平成12年7月31日東企管第00 - 81号）

この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。

附 則（平成12年8月31日東企管第00 - 96号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。
- 2 削除

附 則（平成12年9月22日東企管第00 - 107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年9月29日東企管第00 - 116号）

この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

附 則（平成12年10月2日東企管第00 - 113号）

この改正規定は、平成12年10月16日から実施します。

附 則（平成12年11月20日東企管第00 - 139号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年12月6日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年11月29日東企管第00 - 144号）

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則（平成12年12月6日東企管第00 - 146号）

この改正規定は、平成13年2月20日から実施します。

附 則（平成12年12月15日東企管第00 - 159号）

この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

附 則（平成12年12月22日東企管第00 - 170、第00 - 171号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年1月10日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年1月19日東企管第00 - 181号）

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は平成13年1月6日から適用します。

附 則（平成13年2月13日東企管第00 - 197号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年2月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により着信課金番号通知機能の提供を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日に改正後の規定による特定番号通知機能の提供を受けている契約者回線とみなします。

附 則（平成13年 2月28日東企営第00 - 208号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 3月31日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 3月 6日東企営第00 - 211号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 3月20日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 3月12日東企営第00 - 213号）

この改正規定は、平成13年 3月12日から実施します。

附 則（平成13年 3月23日東企営第00 - 214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 4月 1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 3月23日東企営第00 - 223号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 4月 1日より実施します。
- （経過措置）
- 2 削除
 - 3 削除
 - 4 削除
 - 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）

- 6 東企営第99 - 1号（平成11年 7月 1日）の附則第22条（不在案内機能に関する経過措置）を「第22条 削除」に改めます。
- 7 同附則第23条（自動着信転送機能及び高度自動着信転送機能に関する経過措置）の見出し中「自動着信転送機能及び」を削り、同条の規定中「料金表第 1表第 1（基本料金）の 2の 2 - 1の 2 - 1 - 5の(1)の表の自動着信転送機能の欄の備考の 2及び同表の高度自動着信転送機能の欄の備考の 3の規定は適用しません。」を「料金表第 1表第 1（基本料金）の 2の 2 - 1の 2 - 1 - 5の(1)の表の高度自動着信転送機能の欄の備考の 3の規定は適用しません。」に改めます。

附 則（平成13年 3月26日東企営第00 - 227号）

この改正規定は、平成13年 3月26日から実施します。

附 則（平成13年 3月29日東企営第00 - 233号）

この改正規定は、平成13年 4月 1日から実施します。

附 則（平成13年 4月 6日東企営第01 - 2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 5月 1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月10日東企管第01 - 4号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月16日東企管第01 - 9号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月27日東企管第01 - 19号）

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成13年4月18日東企管第01 - 8号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年6月29日から実施します。
- （経過措置）
- 2 削除

附 則（平成13年6月29日東企管第01 - 45号）

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附 則（平成13年6月29日東企管第01 - 46号）

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附 則（平成13年7月13日東企管第01 - 47号）

この改正規定は、平成13年7月19日から実施します。

附 則（平成13年7月3日東企管第01 - 49号）

この改正規定は、平成13年7月20日から実施します。

附 則（平成13年7月18日東企管第01 - 55号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成13年7月26日から実施します。
- （経過措置）
- 2 削除
 - 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月17日東企管第01 - 96号）

この改正規定は、平成13年9月17日から実施します。

附 則（平成13年9月17日東企管第01 - 21号）

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則（平成13年10月11日東企管第01 - 105号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年10月25日から実施します。
- （経過措置）
- 2 削除

附 則（平成13年10月30日東企管第01 - 119号）

この改正規定は、平成13年10月30日から実施します。

附 則（平成13年10月30日東企管第01 - 118号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月15日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年11月28日東企営第01 - 136号)

この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

附 則(平成13年12月7日東企営第01 - 139号)

この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

附 則(平成13年12月14日東企営第01 - 143号)

この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。

附 則(平成13年12月25日東企営第01 - 116号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月3日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 削除

4 削除

附 則(平成14年1月16日東企営第01 - 152号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年1月23日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則(平成14年1月29日東企営第01 - 160号)

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則(平成14年2月1日東企営第01 - 131号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年2月12日から実施します。

(経過措置)

2 改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と単独電話に係る加入電話契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と単独電話のタイプ1に係る加入電話契約を締結したものとみなします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 削除

5 削除

附 則(平成14年3月25日東企営第01 - 196号)

1 この改正規定は、平成14年4月15日から実施します。

2 東企営第01 - 55号(平成13年7月18日)の附則2(経過措置)を「2 削除」に改めます。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年5月19日東企営第02 - 19号)

この改正規定は、平成14年5月31日から実施します。

附 則(平成14年6月20日東企営第02 - 43号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月31日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 削除

附 則(平成14年8月2日東企営第02 - 62号)

この改正規定は、平成14年8月2日から実施します。

附 則(平成14年8月21日東企営第02 - 70号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年10月30日東企営第02 - 117号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年11月15日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年12月4日東企営第02 - 136号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年12月12日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年12月10日東企営第02 - 140号)

この改正規定は、平成14年12月25日から実施します。

附 則(平成15年3月14日東企営第02 - 174号)

この改正規定は、平成15年3月31日から実施します。

附 則(平成15年3月28日東企営第02 - 183号)

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附 則(平成15年5月16日東経企営第03 - 17号)

この改正規定は、平成15年5月31日から実施します。

附 則(平成15年7月17日東経企営第03 - 48号)

この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。

附 則(平成15年7月28日東経企営第03 - 52号)

この改正規定は、平成15年8月12日から実施します。

附 則(平成15年10月7日東経企営第03 - 83号)

この改正規定は、平成15年10月21日から実施します。

附 則(平成15年10月9日東経企営第03 - 88号)

この改正規定は、平成15年10月23日から実施します。

附 則(平成15年10月7日東経企営第03 - 85号)

この改正規定は、平成15年10月25日から実施します。

附 則(平成15年10月28日東経企営第03 - 93号)

この改正規定は、平成15年10月29日から実施します。

附 則(平成15年11月6日東経企営第03 - 109号)

この改正規定は、平成15年11月20日から実施します。

附 則(平成15年11月14日東経企営第03 - 116号)

この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、別記35「他の第1種電気通信事業者との電話等利用契約の

締結」に関する部分については、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成15年12月16日東経企営第03 - 131号）

この改正規定は、平成16年1月20日から実施します。

附 則（平成15年12月26日東経企営第03 - 147号）

この改正規定は、平成16年1月20日から実施します。

附 則（平成16年1月23日東経企営第03 - 158号）

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則（平成16年2月6日東経企営第03 - 174号）

この改正規定は、平成16年2月25日から実施します。

附 則（平成16年3月5日東経企営第03 - 192号）

この改正規定は、平成16年3月20日から実施します。

附 則（平成16年3月31日東経企営第03 - 220号）

この改正規定は、平成16年3月31日から実施します。

附 則（平成16年3月17日東経企営第03 - 197号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 削除

附 則（平成16年4月1日東経企営第03 - 210号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の扱いを受けている契約者回線とみなして取扱います。

発信電話番号非通知機能	発信電話番号非通知
-------------	-----------

第4条 削除

（その他）

第5条 東企営第99-1号（平成11年7月1日）の附則第24条の見出し中「発信電話番号非通知機能」を「発信電話番号非通知の扱い」に、文中「発信電話番号非通知機能の利用開始」を「発信電話番号非通知の扱いの開始」に改めます。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

附 則（平成16年4月1日東経企営第03 - 230号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年4月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月23日東経企営第04 - 13号）

この改正規定は、平成16年4月30日から実施します。

附 則（平成16年6月15日東経企営第04 - 44号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年6月22日から実施し、同日を含む料金月の翌料金月から適用を開始します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年7月1日東経企営第04 - 65号）

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年7月14日東経企営第04 - 70号）

この改正規定は、平成16年7月15日から実施します。

附 則（平成16年8月31日東経企営第04 - 125号）

この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

附 則（平成16年10月6日東経企営第04 - 161号）

この改正規定は、平成16年10月15日から実施します。

附 則（平成16年11月2日東経企営第04 - 188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月10日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月25日東経企営第04 - 213号）

この改正規定は、平成16年12月5日から実施します。

附 則（平成16年12月21日東経企営第04 - 256号）

この改正規定は、平成16年12月31日から実施します。

附 則（平成16年12月24日東経企営第04 - 267号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前に規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

プッシュホン接続機能（短縮ダイヤル機能がないものに限り。）を利用している加入電話	契約者回線の区別がプッシュ回線用のものであって短縮ダイヤル機能を利用していない加入電話
プッシュホン接続機能（短縮ダイヤル機能があるものに限り。）を利用している加入電話	契約者回線の区別がプッシュ回線用のものであって短縮ダイヤル機能を利用している加入電話
プッシュホン接続機能を利用していない加入電話	契約者回線の区別がダイヤル回線用のものの加入電話

（料金その他の債務に関する経過措置）

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

- 第7条 削除
- 第8条 削除
- 第9条 削除
- 第10条 削除
- 第11条 削除
- 第12条 削除
- 第13条 削除
- 第14条 削除

第15条 同附則第16条第6項ウ中「プッシュホン接続機能」を「プッシュ回線用からダイヤル回線用への区別の変更」に改めます。

第16条 同附則第26条の次に、次表を加えます。

附則別表 旧1級取扱所又は旧2級取扱所の電話サービス取扱所

電話サービス取扱所の種類	電話サービス取扱所
旧1級取扱所	以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 焼尻
旧2級取扱所	以下の単位料金区域内の電話サービス取扱所 今金、えりも、奥尻、興部、上川、上士幌、木古内、北見枝幸、熊石、白糖、寿都、天塩、当別、根室標津、羽幌、浜頓別、早来、美深、南茅部、鶴川、利尻礼文、蟹田、会津山口、身延、小笠原、八丈島、三宅、津川、安塚、阿南町

附 則（平成17年1月1日東経企営第04 - 269号）

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附 則（平成17年1月20日東経企営第04 - 288号）

この改正規定は、平成17年1月20日から実施します。

附 則（平成17年2月10日東経企営第04 - 320号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

第2条 削除

（料金その他の債務に関する経過措置）

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

附 則（平成17年3月31日東経企営第04 - 375号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月30日東経企営第04 - 389号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月12日東経企営第05 - 9号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年4月14日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成17年4月21日東経企管第05-19号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 削除
- 附 則(平成17年5月25日東経企管第05-48号)
- この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。
- 附 則(平成17年6月20日東経企管第05-74号)
- この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
- 附 則(平成17年6月30日東経企管第05-102号)
- この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
- 附 則(平成17年6月23日東経企管第05-85号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成17年7月14日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成17年9月22日東経企管第05-141号)
- この改正規定は、平成17年9月30日から実施します。
- 附 則(平成18年3月24日東経企管第05-252号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。
- (ICカードに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により販売されているICカードは、当社は換金しません。
- (その他)
- 3 削除
- 附 則(平成18年5月25日東経企管第06-40号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成18年6月15日東経企管第06-56号)
- この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。
- 附 則(平成18年9月22日東経企管第06-119号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

- (その他)
- 2 東企営第99 - 1号(平成11年7月1日)の附則別表中「南茅部」を削除し、「熊石」の次に「鹿部」を加えます。
- 附 則(平成18年9月28日東経企営第06 - 123号)
- この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- 附 則(平成18年9月28日東経企営第06 - 126号)
- (実施時期)
- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成18年11月30日東経企営第06 - 170号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成18年12月21日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 東企営第00 - 96号(平成12年8月31日)の附則2(経過措置)を「2 削除」に改めます。
- 4 東企営第00 - 170、第00 - 171号(平成12年12月22日)の附則3中「電話会議機能を利用して行う会議通話(会議参加回線から発信するものを除きます。)及び補助通信に係る通話料金並びに」を削除します。
- 5 東経企営第06 - 40号(平成18年5月25日)の附則2(経過措置)を「2 削除」に改めます。
- 附 則(平成18年12月25日東経企営第06 - 180号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成18年12月27日東経企営第06 - 186号)
- この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
- 附 則(平成19年1月18日東経企営第06 - 194号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 4 削除
- 5 削除
- 附 則(平成19年6月22日東経企営第07 - 48号)
- この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。
- 附 則(平成19年12月11日東経企営第07 - 153号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成20年3月21日東経企管第07 - 203号)
- この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
- 附 則(平成20年6月19日東経企管第08 - 66号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成21年1月14日東経企管第08 - 180号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成21年11月4日東経企管第09 - 114号)
- この改正規定は、平成21年11月4日から実施します。
- 附 則(平成22年3月26日東経企管第09 - 170号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成22年3月26日東経企管第09 - 171号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 東経企管第06-194号(平成19年1月18日)の附則2(経過措置)を「2 削除」に改めます。
- 附 則(平成22年4月27日東経企管第10 - 13号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成22年5月11日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成23年1月14日東経企管第10 - 160号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成23年3月31日東経企管第10 - 203号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成23年6月9日東経企管第11-46号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成23年6月10日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているシルバーホン(ふれあい)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成23年6月30日東経企管第11-66号)
- この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。
- 附 則(平成23年3月9日東経企管第10-190号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成23年10月24日東経企管第11-131号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成23年12月27日東経企管第11-157号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成24年3月29日東経企管第11-213号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成24年4月23日東経企管第12-7号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成24年6月14日東経企管第12-45号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第80条(延滞利息)に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。
- 附 則(平成24年6月29日東経企営第12-51号)
- (実施期日)
- この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
- 附 則(平成24年6月27日東経企営第12-57号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成25年2月21日東経企営第12-173号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。
- (サービスの終了)
- 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している発信者名受信機能を終了することとします。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、発信者名を着信先の契約者回線等へ通知した又は通知しなかったことに伴い発生した損害に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 5 東経企営第11-131号(平成23年10月24日)の附則第2項(経過措置)を次のように改めます。
- 2 削除
- 附 則(平成25年3月19日東経企営第12-196号)
- この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
- 附 則(平成25年4月26日東経企営第13-14号)
- この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
- 附 則(平成25年10月1日東経企営第13-99号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成25年10月8日東経企営第13-102号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 附 則(平成26年2月27日東経企営第13-168号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している登録制御信号受信機能を終了することとします。

(経過措置)

- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 削除
- 7 削除
- 8 削除

附 則 (平成26年1月24日東経企営第13 - 143号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第3条 削除
- 第4条 削除
- 第5条 削除
- 第6条 削除
- 第7条 削除

附 則 (平成26年3月31日東経企営第13 - 185号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則 (平成26年4月21日東経企営第14 - 9号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月22日から実施します。
- (経過措置)
- 2 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に關する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則 (平成26年8月26日東経企営第14 - 86号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成26年9月16日東経企営第14 - 97号)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則 (平成26年11月27日東経企営第14 - 129号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成26年11月27日東経企営第14 - 131号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成27年3月27日東経企営第14 - 218号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成27年3月30日から実施します。
- (その他)
- 2 削除
- 附 則(平成27年3月31日東経企営第14 - 224号)
- この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
- 附 則(平成27年6月18日東経企営第15 - 055号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(延滞利息を除きます。)については、第80条(延滞利息)に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第80条(延滞利息)の規定を適用します。
- 附 則(平成27年6月29日東経企営第15 - 068号)
- この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
- 附 則(平成27年6月17日東経企営第15 - 46号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 附 則(平成27年7月23日東経企営第15 - 82号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 東企営第00 - 170号、第00 - 171号(平成12年12月22日)の附則第3項を「3 削除」に改めます。
- 附 則(平成27年8月24日東経企営第15 - 101号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成27年12月21日東経企営第15 - 170号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成28年1月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この改正規定実施の日以降であって、当社が加入電話契約者ごとに定める日において、それぞれこの規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

通話中着信機能のうち転送録音機能付のもの	通話中着信機能のうち転送機能付のもの
複合着信転送機能のうち録音機能付のもの	通話中着信機能のうち転送機能付のもの及び高度自動着信転送機能の基本機能

(契約移行に係る免責)

- 3 当社は、前項に規定する契約に移行したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

附 則(平成28年2月26日東経企営第15 - 225号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している通話中着信機能のうち転送録音機能付きのもの、複合着信転送機能及び高度音声蓄積機能を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 東経企営第13 - 168号(平成26年2月27日)の附則第4項を「4 削除」に、附則第6項を「6 削除」に、附則第7項を「7 削除」に、附則第8項を「8 削除」改めます。

附 則(平成28年3月10日東経企営第15 - 237号)

この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附 則(平成28年6月17日東経企営第16 - 13号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成28年9月30日東経企営第16 - 137号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(その他)

- 2 東経企営第05 - 252号(平成18年3月24日)の附則第2項及び附則第4項を削除します。

附 則(平成28年12月20日東経企営第16 - 162号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 削除
附 則（平成28年12月 1 日東経企営第16 - 168号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成29年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成28年 3 月16日東経企営第16 - 231号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成29年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
附 則（平成29年 6 月16日東経企営第17 - 9号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成29年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成29年 9 月12日東経企営第17 - 110号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成29年 9 月12日から実施します。
（経過措置）
2 削除
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則（東経企営第17 - 140号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成30年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成30年 9 月12日東経企営第18 - 97号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成30年 9 月15日から実施します。
（経過措置）
2 削除
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成30年 9 月28日東経企営第18 - 107号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成30年10月 1 日 から実施します 。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則（令和元年 5 月17日東経企営第19 - 18号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和元年 5 月17日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している附属電鈴、閃光式着信表示器、転換器及び低周波附属電鈴を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 附則第17条の「シ 附属電鈴(普通附属電鈴及び高音量附属電鈴)」を「シ 削除」に改めます。

5 東経企営第14 - 129号(平成26年11月27日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

6 東経企営第17 - 110号(平成29年9月12日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

7 東経企営第18 - 97号(平成30年9月12日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(令和元年5月15日東経企営第19 - 17号)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則(令和元年6月24日東経企営第19 - 54号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和元年9月27日東経企営第19 - 120号)

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則(令和元年9月27日東経企営第19 - 122号)

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則(令和元年9月30日東経企営第19 - 81号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 東企営第99 - 1号(平成11年7月1日)の附則第10条第1項第1号に規定する表を次表に改めます。

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,350円 (税込価格 1,485円)	1,650円 (税込価格 1,815円)
		住宅用	950円 (税込価格 1,045円)	1,150円 (税込価格 1,265円)
	タイプ2	事務用	1,600円 (税込価格 1,760円)	1,900円 (税込価格 2,090円)
		住宅用	1,200円 (税込価格 1,320円)	1,400円 (税込価格 1,540円)

2 同附則第10条第1項第2号に規定する表を次表に改めます。

1 契約者回線ごとに月額

区 分		旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,150円 (税込価格 1,265円)
		住宅用	750円 (税込価格 825円)
	タイプ2	事務用	1,400円 (税込価格 1,540円)
		住宅用	1,000円 (税込価格 1,100円)

第4条 削除

第5条 削除

第6条 同附則第13条第2項中「250円(税込価格 270円)」を「250円(税込価格 275円)」に改め、同項に規定する表を次表に改めます。

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

区 分		料 金 額	
加入電話	単独電話	事務用	55円(税込価格 60.5円)
		住宅用	33円(税込価格 36.3円)

第7条 削除

附 則 (令和元年10月28日東経企営第19 - 132号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の扱いを受けている契約者回線とみなして取り扱います。

発信電話番号受信機能の基本機能	発信電話番号受信機能
-----------------	------------

- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除
- 8 削除
- 9 削除

附 則 (令和元年12月20日東経企営第19 - 172号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和2年2月10日東経企営第19 - 212号）

この改正規定は、令和2年2月10日から実施します。

附 則（令和2年2月14日東経企営第19 - 213号）

この改正規定は、令和2年2月20日から実施します。

附 則（令和2年3月13日東経企営第19 - 233号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年7月28日東経企営第20 - 67号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和2年9月16日東経企営第20 - 95号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和2年9月28日東経企営第20 - 101号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年11月27日東経企営第20 - 130号）

この改正規定は、令和2年11月30日から実施します。

附 則（令和2年11月24日東経企営第20 - 126号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和2年12月25日東経企営第20 - 139号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和3年2月22日東経企営第20 - 162号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 東経企営第13 - 102号(平成25年10月8日)の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第15 - 46号(平成27年6月17日)の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第16 - 162号(平成28年12月20日)の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第16 - 231号(平成28年3月16日)の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第20 - 67号(令和2年7月28日)の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第20 - 95号(令和2年9月16日)の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第20 - 126号(令和2年11月24日)の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則(令和3年3月30日東経企営第20 - 188号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年6月17日東経企営第21 - 45号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則(令和3年6月30日東経企営第21 - 68号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年9月24日東経企営第21 - 108号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年10月29日東経企営第21 - 130号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年12月24日東経企営第21 - 159号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則(令和4年1月31日東経企営第21 - 182号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

着信課金機能 追加機能 受付先変更機能	着信課金機能 追加機能 時間外案内機能
------------------------	------------------------

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている着信課金機能については、当社が契約者にあらかじめ別に通知する日(以下この附則において「機能変更日」といいます。)からこの改正規定(料金及び話中時迂回機能に係る部分を除きます。)の適用を開始します。この場合に、この改正規定による改正前の規定は機能変更日までは、なおその効力を有します。
- 4 この改正規定適用前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年2月25日東経企営第21-192号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年3月25日東経企営第21-217号)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則(令和4年3月25日東経企営第21-218号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年3月25日東経企営第21-219号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年6月30日東経企営第22-54号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 令和4年6月末日までに当社がその提供を開始した契約について、契約者又は公衆電話の利用者が料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について令和4年7月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第80条(延滞利息)に規定する額に代えて、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

附 則(令和4年12月23日東経企営第22-141号)

この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

附 則（令和5年2月27日東経企管第22 - 179号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

（50音別電話帳の発行の終了）

第2条 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により発行している50音別電話帳の発行を終了します。

（経過措置）

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により発行した50音別電話帳については、掲載地域別の最終版の発行月の初日から起算して18か月間において、加入電話契約者から希望があった場合に限り配布します。

第4条 附則第3条に規定するほか、50音別電話の配布に関するその他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第6条 東企管第01-116号（平成13年12月25日）の附則第2項、第3項及び第4項を削除します。

附 則（令和5年3月17日東経企管第22 - 194号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年3月30日東経企管第22 - 205号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年3月30日東経企管第22 - 206号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年4月28日東経管第000200000021号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年6月29日東経管第000200000063号）

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則（令和5年9月12日東経管第000200000120号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年9月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 5 年 9 月 25 日東経営第 000200000125 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 9 月 26 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 5 年 9 月 28 日東経営第 000200000131 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日東経営第 000200000138 号）

この改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（令和 5 年 11 月 17 日東経営 000200000162 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。
ただし、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額の適用に関する部分については、令和 5 年 12 月 20 日以後を支払期日とする請求から適用を終了します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の選択制による通話料金の月極割引等の適用対象となる月間累計額の算定期間は、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月に限り令和 5 年 12 月 31 日までとします。

- (1) 深夜・早朝の時間帯における特定電話番号への通話料金の月極割引（テレホーダイ）
- (2) 全時間帯における特定電話番号への通話料金の月極割引（i・アイプラン）
- (3) 区域内通話の通話料金の月極割引（タイムプラス）
- (4) 隣接区域内通話等の通話料金の月極割引（エリアプラス）
- (5) 区域外通話等の通話料金の月極割引（スーパーケンタくん）
- (6) 全通話区分全時間帯の通話料金の月極割引（イチリッツ）
- (7) 回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（ワリマックス）
- (8) 固定優先割引回線群に係る通話等に関する料金の月極割引（ワリマックス・プラス）
- (9) 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする回線群単位の通話等に関する料金の月極割引（県内異名義割引サービス）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている深夜・早朝の時間帯における特定電話番号への通話料金の月極割引（テレホーダイ）については、通話料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月におけるその月極割引の対象となる通話に係る月間累計額が選択している種類の定額通話料の額に満たないときは、その定額通話料を適用しません。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている全時間帯における特定電話番号への通話料金の月極割引（i・アイプラン）については、通話料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月におけるその月極割引の対象となる通話に係る月間累計額が選択している種類の最低通話料の額に満たないときは、その最低通話料を適用しません。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている次の選択制による通話料金の月極割引等については、通話料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月における定額料を適用しません。

- (1) 区域内通話の通話料金の月極割引(タイムプラス)
 - (2) 隣接区域内通話等の通話料金の月極割引(エリアプラス)
 - (3) 区域外通話等の通話料金の月極割引(スーパーケンタくん)
 - (4) 全通話区分全時間帯の通話料金の月極割引(イチリッツ)
- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている次の選択制による通話料金の月極割引等については、通話料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月におけるその月極割引の対象となる通話に係る月間累計額が選択している種類の最低利用料の額に満たないときは、その最低利用料を適用しません。
- (1) 回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引(ワリマックス)
 - (2) 固定優先割引回線群に係る通話等に関する料金の月極割引(ワリマックス・プラス)
 - (3) 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする回線群単位の通話等に関する料金の月極割引(県内異名義割引サービス)
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 8 東企営第99 - 1号(平成11年7月1日)の附則第10条第2項を「2 削除」に改め、附則第11条(1)ア中「備考 料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)は適用しません。」、附則第11条(2)中「備考 料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)は適用しません。」、附則第13条第2項中「であって、料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)を適用しないもの」を削除します。
- 9 東経企営第04 - 267号(平成16年12月24日)の附則第1条中「この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の回線使用料の減額の適用に関する部分については平成17年2月28日以後を支払期日とする請求から適用し、」附則第14条中「であって、料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の回線使用料の減額)を適用しないもの」を削除し、附則第6条を「第6条 削除」に、附則第7条を「第7条 削除」に、附則第8条を「第8条 削除」に改めます。
- 10 東経企営第05 - 19号(平成17年4月21日)の附則第1項中「ただし、この改正規定中、一括して請求する取扱いを受けている場合の回線使用料の減額については、平成17年5月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始するものとします。」を削除し、附則第3項を「3 削除」に改めます。
- 11 東経企営第06 - 180号(平成18年12月25日)の附則第1項中「ただし、この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の回線使用料の減額の適用に関する部分については平成19年2月28日以後を支払期日とする請求から適用します。」を削除します。
- 12 東経企営第13 - 143号(平成26年1月24日)の附則第4条中「備考 料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)は適用しません。」、附則第4条第3項中「備考 料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)は適用しません。」を削除します。
- 13 東経企営第19 - 81号(令和元年9月30日)の附則第4条中「備考 料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)は適用しません。」、附則第4条第3項中「備考 料金表第1表第1(基本料金)の1(適用)(5)(電子媒体による請求額情報の通知の取

扱い等を受けている場合の回線使用料の減額)は適用しません。」を削除します。

附 則(令和5年11月30日東経営第000200000172号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和5年11月30日東経営第000200000175号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

- 3 東経企営第19-132号(令和元年10月28日)の附則第9項を「9 削除」に改めます。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している着信用電話又は支店代行電話の契約を解除すると同時に、加入電話(単独電話に係るものに限り、)の提供を受ける契約を締結するときは、2(工事費の額)の規定にかかわらず、契約者回線の設置に係る基本工事費について、その基本工事費の額から2,000円(税込価格2,200円)を減額して適用し、その交換機等工事費の額から1,000円(税込価格1,100円)を減額して適用します。

附 則(令和5年12月15日東経営第000200000187号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年12月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している事業所集団電話に係る契約のうち事業所集団電話のサービスの終了後の取扱いに関して契約者から申出がないものは、当社が別に定める日において、その事業所集団電話に係る付加機能の利用を中止します。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している着信用電話契約のうち着信用電話のサービスの終了後の取扱いに関して契約者から申出がないものについては、この改正規定実施の日以降であって、当社が契約者ごとに定める日において、ダイヤル回線用であってタイプ1の単独電話の事務用に係る加入電話契約に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している事業所集団電話に係る契約及び着信用電話契約のうち着信用電話のサービスの終了後の取扱いに関して契約者から申出があり、その工事の請求を当社が承諾していないものについては、当社が別に定める日において、その事業所集団電話に係る付加機能及び着信用電話に係る付加機能の利用を中止します。

(その他)

- 6 当社は、第3項、第4項及び第5項に規定する契約の移行や付加機能の利用の中止に伴い発生する損害については、責任を負いません。

附 則(令和5年12月18日東経営第000200000189号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。
ただし、この附則の各項に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(優先接続の取扱いの終了)

- 2 当社は、次表に定める都道府県の区域ごとにその区域内の収容電話サービス取扱所に収容される契約者回線について、次表に定める接続切替開始予定日以降の当社が別に定めるとき(以下この附則において「接続切替時期」といいます。)に優先接続の取扱いを終了します。この場合において、この改正規定実施の日から接続切替時期までの間における優先接続に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

都道府県の区域	接続切替開始予定日
山形県	令和6年1月2日
青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び福島県	令和6年1月17日
北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県	令和6年1月31日

- 3 前項に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い、接続切替時期以降の契約者回線において改正前の規定による県間市外通話及び国際通話の相互接続通話(当社以外の事業者識別番号をダイヤルする場合を除きます。)については、当社がその料金を設定することとなります。

(注) この附則第3項の規定により優先接続の取扱いが終了された契約者回線であっても、それ以降に移転等により優先接続の取扱いが終了していない都道府県の区域内の収容電話サービス取扱所に収容される場合は、優先接続の取扱いが適用されます。この場合において、優先接続の取扱いが再び適用される日から接続切替時期までの間における優先接続に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(通話サービス卸の取扱いの適用)

- 4 この改正規定の実施の際現に、次の取扱いを受けている契約者回線については、第68条の2(通話の接続等)第2項に規定する通話サービス卸提供事業者が提供する通話サービスを利用する契約者回線とみなして取り扱います。

ただし、改正前の規定による優先接続の取扱いにおいて、その通話区分に当社以外の協定事業者の事業者識別番号を指定している通話については、附則第2項に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い通話サービス卸の取扱いを適用します。

- (1) 令和5年6月30日時点において優先接続の4つの通話区分のすべてに通話サービス卸提供事業者の事業者識別番号が指定されていた契約者回線
- (2) 令和5年12月28日までの間において、通話サービス卸提供事業者から、その事業者と通話サービスに係る契約が締結されているものとして当社に申出があった契約者回線

(注) この改正規定実施の際現に、改正前の規定により加入電話契約者から工事その他の請求があった場合等により、通話サービス卸の取扱いを開始することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その開始が遅れることがあります。

(国際通話の発信の取扱い)

- 5 附則第3項の規定により、当社が相互接続通話の料金を設定することとなる国際通話については、あらかじめ契約者から、その契約者回線からの国際通話の発信を行えないようにしたい旨の請求が当社に行われな限り、国際通話を発信することができます。

(注) この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者回線から外国の電気通信設備への相互接続通話を取り扱う協定事業者により発信を規制されている契約者回線についても、当社は、この改正規定実施の日から国際通話の発信を取り扱います。

(公衆通話に関する経過措置)

- 6 当社は、公衆電話の電話機等から行った市内通話及び県内市外通話の通話料金その

他の提供条件については、当社が別に定める接続切替時期までは、なお従前のとおりとします。

- 7 当社は、次表に定める都道府県の区域ごとにその区域内の収容電話サービス取扱所に収容される公衆電話の電話機等から行った県間市外通話及び国際通話の相互接続通話（当社以外の事業者識別番号をダイヤルする場合を除きます。）については、次表に定める接続切替開始予定日以降の当社が別に定める接続切替時期において当社がその料金を設定します。この場合において、この改正規定実施の日から接続切替時期までの間における通話料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

都道府県の区域	接続切替開始予定日
山形県	令和6年1月2日
青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び福島県	令和6年1月17日
北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県	令和6年1月31日

（事業所集団電話及び内部通話用電話の終了）

- 8 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している事業所集団電話（ビル電話）及び内部通話用電話を終了することとします。

ただし、事業所集団電話に係る契約者回線のうち当社が別に定めるものについては、この改正規定実施の日以降であって、当社が別に定める日において、タイプ1であって利用種別が事務用の単独電話を提供されている契約者回線に移行したものとします。この場合において、この改正規定実施の日から単独電話に移行するまでの間における事業所集団電話に係る料金その他の提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

（着信用電話及びその他電話サービスの終了）

- 9 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の電話サービスを終了することとします。

- (1) 着信用電話
- (2) 共同電話
- (3) 支店代行電話
- (4) 有線放送電話接続電話

（付加機能の終了）

- 10 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の付加機能を終了することとします。

- (1) 短縮ダイヤル機能
- (2) 不在案内機能（でんわばん）
- (3) 指定番号着信識別機能（なりわけサービス）
- (4) 二重番号機能（二重番号サービス）
- (5) 発信電話番号通話中受信機能（キャッチホン・ディスプレイ）
- (6) 発信電話番号アナウンス機能（タイプ1）（ナンバー・アナウンス）
- (7) トーキー案内機能
- (8) ノーリング通信機能
- (9) 発着信専用機能
- (10) 簡易会議電話機能（トリオホン）
- (11) 発信電話番号アナウンス機能（タイプ2）（ナンバーお知らせ136）
- (12) 通話終了通知機能（空いたらお知らせ159）
- (13) 音声メール機能
- (14) 固定短縮ダイヤル機能

- (15) 特殊共電発信機能
 - (16) 通話発信規制機能
 - (17) 受付設備接続機能
 - (18) コールトランスファー外線転送機能
 - (19) 自動転送機能
 - (20) 専用回線等接続機能
 - (21) その他の付加機能（事業所集団電話用）
- （端末設備の終了）

11 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているカード式ピンク電話機の提供を終了します。

（選択制による通話料金の月極割引等の終了）

12 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の選択制による通話料金の月極割引等を終了します。

- (1) 深夜・早朝の時間帯における特定電話番号への通話料金の月極割引（テレホーダイ）
- (2) 全時間帯における特定電話番号への通話料金の月極割引（i・アイプラン）
- (3) 区域内通話の通話料金の月極割引（タイムプラス）
- (4) 隣接区域内通話等の通話料金の月極割引（エリアプラス）
- (5) 通話料金上位電話番号への通話料金の月極割引（ケンタくん）
- (6) 区域外通話等における通話料金上位電話番号への通話料金の月極割引（ケンタくん5）
- (7) 区域外通話等の通話料金の月極割引（スーパーケンタくん）
- (8) 全通話区分全時間帯の通話料金の月極割引（イチリッツ）
- (9) 同一設置場所の回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（ワリビッグ）
- (10) 回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（ワリマックス）
- (11) 固定優先割引回線群に係る通話等に関する料金の月極割引（ワリマックス・プラス）
- (12) 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする回線群単位の通話等に関する料金の月極割引（県内異名義割引サービス）
- (13) 同一設置場所の回線群を単位とする通話等に関する料金の年間契約型割引（プロセレクト）
- (14) 回線群を単位とする通話等に関する料金の年間契約型割引（プロスペクト）

13 附則第12項の(13)及び(14)に規定する選択制による通話料金の年間契約型割引の終了に当たって、契約者は、割引対象通話にかかる年間累計額が選択した区分ごとの年間契約額に満たない場合においても、改正前の規定により一括して支払うこととされた額の支払いを要しません。

（通話料金明細内訳書の種類の廃止）

14 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により定めていた通話料金明細内訳の種類を廃止することとし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者からの請求により行っていた通話料金明細内訳書（隣接区域内通話及び区域外通話等の料金明細内訳を記録しているもの）に限ります。以下この項において同じとします。）については、この改正規定実施の日にその記録を停止することとし、それ以降の料金月に係る通話料金明細内訳書の送付を終了します。

（その他の経過措置）

15 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

16 当社は、技術上又は当社の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合は、本改正規定にかかわらず、当社が別に定める日までにおいて接続切替時期の変更を行うことがあります。この場合、当社はその内容を当社ホームページ等で周知しま

す。

- 17 前項の場合において、接続切替時期までの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、その料金その他の提供条件について、当社が別にこの約款の規定を改正することにより定める取扱いとすることがあり、その場合は、その内容を当社ホームページ等で周知します。

(その他)

- 18 改正前のこの約款の附則中、附則第8項から第14項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。

附 則 (令和5年12月22日東経営第000200000197号)

この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

附 則 (令和6年3月18日東経営第000200000254号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年3月25日東経営第000200000261号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。